



において、少なくとも一般の公務員と同列に持つていかなければならないという、文部省としては大きな課題に迫られたのでございます。その当時、いわゆる日教組がだんだん成立をいたしまして、給与改定につきましてもいろいろ団体的行動をなさいました。このときにおきましては、私も、いわゆる文部省の課題と日教組の唱えております給与の改善の問題とは全く同一の問題を背負ったのでございまして、その当時においては、私自身率直に日教組と全く一面で言えば共闘と申しますか、共同の行動にいたしました時代がございまして、そうしてようやくして一般公務員の列にまでは給与を持つていくことができたのでございまして、またその後、私次官をいたしましたときに、一時は日教組との労働協約を結ぶとか、そういうような時代もございまして、交渉の直接の衝にずっと当たってまいりました。その間において、私自身としましては、日教組の諸君と私との間に対立的な気持ちは全くなかったと申し上げていいと存じます。

ところが、それが、その後の日教組のある時期におきまして、私はやはり、日教組が教員の団体といたしましてその勤務条件の改善という問題について話し合いをいたすということであるならば、これは私もそういう問題については、ずっと共同の目的を持つておるものだと思えますので、十分御意見を承らなければならぬ問題だと思ひますが、日教組の話し合いその他の過程におきまして、だんだんと政治的な意図を持つてまいられたようでございます。話におきまして、相当私は給与改定とか勤務条件という問題以外に、政治的な性格をずつと帯びてきたことは否定できない事実だと思ひます。そういうようなことになりまして、私は文部省を去り、今日までの段階において、だんだんと文部省と日教組との間に不信感が醸成されていったのが今日までの傾向だと思ひます。

私はもちろん初めから関係をいたしておりましたし、またお互い同士胸襟を開いて、特に私ども

としまして、教育公務員たる日教組の組合員でございまして、各教師の方々の待遇を改善し、また、教育環境をよくしてまいりたいということは、当然文部大臣の責任でございまして、そういう問題につきましては現場の声は十分聞きたいというものは現在も持つておるわけでございまして、ただ、先ほど申し上げましたように、相当これは政治的な転向をいたしましたし、歴代の文部大臣と日教組とのいきさつが歴史的にいままで続いてまいっておりますので、ございまして、中村文部大臣のときには、御承知のように数回お会いをいたしましたけれども、その後だんだんとこれが続ていくという状況でなしに、とだえるような状態になってまいりました。また、私の前任者である有田文部大臣のときには、全くこれはお会いできなかったという事情でございまして、その有田大臣のときにお会いできなかったという事情は、私が大臣になりましたので、全く同じ、同一の状況で今日にまいっておりますのでございまして、実は現在青森で日教組の大会が行なわれておるのでございまして、大会のいろいろな問題につきまして、私は非常な関心を持つて見守っておりますのでございまして、日教組の行き方について何らかわれわれが近づき得るような状態に、私どもも努力しますが、日教組の側のほうもそういう状態に近づいてくるということを実は熱望いたしまして、じつと見守っておりますのでございまして、まあ三条件ということをかたく私どもが言っておりますのでございまして、けれども、しかし、その三条件が全部法律的にどうだとか、そういう問題は別にしまして、やはり教育者として教育の中立性を保ち、また法律を守つていく、この精神を子供たちに教えるのでございまして、ひとつ日教組がそういう立場に、態度に一日も早くなつていただきたい。そういったしますならば、教育者のために、教育者の現状をよくするために文部大臣としては当然仕事をしなければならぬと、対立的な気持でなしに、お互いに手を握つて日本の教育のために尽くしたい、これが私の念願でございまして、でございまして、今

日まで会わないのは、党から圧力を受けておるとか、そういう問題ではございません。ただ文部省としての、大臣としてのいままでのいきさつから、私のときになって、その条件がまだ成就してないにかかわらず、私が前任者の意図に反しまして単独の行動ということは、これはやはり一つの行政の責任者として避けなければならぬ。ただ、一日も早く会える日がくることを実は念願をいたしておる次第でございまして。

○長谷川(正)委員 たいだい大臣からたいへん真情を吐露された御答弁でありまして、一日も早く日教組の代表とも胸襟を開いて教育の問題について語り合うような日を待望している、熱望しているというお話でございまして、この点は、私重ねて敬意を表するわけでありますが、しかし、にもかからず今日、いまのお話では、現在開かれております日教組の全国大会、青森市で開催中のこの大会でどういふような日教組の方針なり態度なりが打ち出されるかということを見守り、その結果いかによつては、何とか会うような道が開けてくることを熱望しておる、こういうふうに御答弁されたように解釈いたしましたわけであります。お気持ちにはわかりますが、日教組の大会に具体的にどういふことを望まれておるのか、その点については、きりしないわけでありまして、その点についてはもう少し突っ込んだお考えをひとつ伺ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 私は、まだ会議の模様について新聞で承知していただいております、内容については詳しく存じておりません。ただし、今度の大会で、たとえば宿直の問題でございまして、超過勤務の問題でございまして、いろいろ問題が論議されると思ひますが、その日教組の大会において、昨年も行なわれたことでございまして、闘争方針と申しますか、によつて、昨年の行なわれませんでしたような、いわゆる実力行使のよきなことを今度の大会では決定をしないでいただきたい。もしそういうことになりましたら、それだけでも日教組としましてはだいぶ変わつてく

ると思つてございまして、相変わらず何月には一斉ストライキに移るとか、そういうたような強硬な運動方針を決定するということになりますと、どうも私も残念でなりません。どうかこの大会でだんだん日教組も変わつてきたという態度を示してほしいということで、実はその大会の模様を見守つておるわけでございまして。

○長谷川(正)委員 いまのお答えは、私はお気持ちをわかつてはいないけれども、むしろ失望をせざるを得ないのです。と申しますのは、確かに今日の法律のもとで、日教組についていろいろ組合運動としての制限があることは、これは私もよく承知しております。しかし、これは、本来完全な保障制度というものが確立しておつて、しかもそれが正常に運営されておつて初めて公務員に対する労働運動の諸制限というものが、正当な理由づけがなされると思うのでありますけれども、残念ながら現在の段階では必ずしもそういうおられない。したがつて、本来公務員にも憲法が保障しております労働基本権というものを与へ、その上で事態が円満に解決するように努力されるというこのほうが、本質的に私は正しいと考へております。しかし、いまの法律がある以上、それを無視するということを私は申し上げるわけではありません。しかしながら、日教組以外の他の公務員関係なり公務員協会の労働組合におきましても、それぞれ御承知のような一定の制限を、それが正しいか正しくないかはひとまずおくといたしまして、受けておることは事実であります。

しかしながら、問題はその制限に見合う保障措置というものが完全に行なわれるか行なわれないかの度合いによつて、労働運動としては多少、何と申しますか、雇用主関係から法律を見れば、これは違反だといつて行政処分の対象等にもあらさつておるような事態が、どの労働組合にもあらわれておることは御承知のとおりであります。だから、交渉の窓口を一切閉ざすというようなことになつては、日教組と文部省の関係以外には全然な

ということも、これまた事実であります。そして、そういういわゆる管理側から言いますと、違法措置だといって処分等はなさるのでありますけれども、しかし、できればそういうことのないように、誠意を尽くして、なるべく交渉の段階で、あるいは制度的に調停の段階で、最悪の場合には仲裁裁定というような制度がある場合はそれでやっておりますが、公労協のほうの場合など考えますと、特にことしなどの傾向は、民間におきましても、非常に当事者同士の話し合いで、それ以上の第三者機関になるべく世話にならずに解決していこうというような趨勢が見られておりまして、これは公務員関係におきましても、ある意味で国民としては非常に喜ぶべき、ことしの紛争が未然に防げるという方向で問題の処理がなされているというこの趨勢は、文部大臣も御承知だと思ふのであります。したがって、たとえば昨年の一〇・二一の問題にいたしまして、宿直年のあるいは警備員制度の問題等、いま全国の教職員が切実に要望している問題について、何とかこれを実行してもらいたいという、その運動の背景として、大臣のお考えから見ればあるいは違法というふうな考えられるかもしれませんが、まっとうから違法のストライキというふうなことでなしに、今日の法律制度のもとにおいても、最大限の解釈によれば法律的にも違反でないという理由のつけられる範囲の行動で何とかこの意思をあらわそう、こういうような方向で、いま日教組大会は論議が進められておると私は思ふのであります。そういうものについて、もし決定があった場合には、いまのような御答弁であります、逆にますます日教組とは話し合いをしないというこの前提条件をここで固めてしまふようなふうにさせ私には受け取れませんし、また、組合としての自由な討議に對しまして、何かこの大会中に雇用主、権力側として一つの牽制球を送っているような、そういう印象にすらこれはとられるのであります、そういう意味では、これはまことに重大なことだとも考えるのでありますけれども、そうい

う意味で私は、今日の労働運動の現状、大きな意味の常識、そういう中に立って、一々そういうことにこだわるのではなくて、むしろそうであればあるほど、何とかそういうことが未然に防げるように、その強い要望というものを踏まえて、むしろその実現に向って大臣が先頭に立つてがんばっている、そういう行動の中から教員大衆をほんとうに身をもつて説得する、そういう形があらわれってくるのが私は正しいと思うのです。大臣の御見解はいかがですか。

○鈴木国務大臣 私どもは、さきにも申しましたように、現場の教師の勤務条件なり環境を整備するとか、そういう問題につきましては、当然の私どもの責務だと考えております。したがって、たとえ宿直の問題、あるいは超過勤務の問題につきましても、ただいま勤務の実態調査のすでに集計に入っておりますが、これに基づきまして、私どもは誠意を持ってこの問題を解決したいと思っております。結論としてどういう結論が出るかは、いまにわかには申し上げるわけにはいきませんが、あるいは実力行使に教組が関係体制を整えて、あるいは実力行使によつて私どもがそれを聞くとかということでもなしに、日教組の切実な御要望は十分私どもにもわかっておるわけでございますから、私どもはそれを受けるとか受けぬとかいうことより以上に、先生方の勤務をよくするという意味からいいますと、当然にこの問題は私どもの解決すべき問題だ、それを考えておるのでございまして、ただいま、見守っておるということでは、あるいはそういうふうな、私もそれを承けて、あるいはそういうことになつてはと思ひまして、そういう気持ちには毛頭ございせんというだけでは、ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 いま私が、牽制球になるのではないかとすることは、私も、大臣の意図がそうでないことは信じております。ただ、社会的な現象としては、そういう結果を招き得るという心配をちよつといたしましたもので、あえ

て御指摘を申し上げたのであります。しかし、いまそのことにはそれ以上こだわるうとは思ひません。

ただ、いま大臣がおっしゃったような誠意と、ほんとうに文部省あげての努力をする、あるいは政府としても努力をするという姿勢があるならば、日教組がどういふ強い要望についてきめて、それは何ら心配することはないと思ふのです。そういうものをぶつけていけば、私は問題は解決すると思ふのです。それから、何か強い要望を決議されるから、それによつて文部省が動かされてやつたんだではないかということが心外である、そういうことは使われませんが、そんなことがなくても当然文部省はやるべきことはやっていると、さういふ、いまお話をしたと思ふのですが、しかし、やはり大きな社会的動向を考えたならば、六十万からの現場の教師の強い要望が、一つの強い形をとってあらわれるという、そのことを何にも押さえることもない、またこれに妙なひび目を使うこともない。すなわちそれを受けて、よし心配するな、おまえたち、とにかく政府は当然の努力をしておるんだから、進んでこれを実行するといふ方向に力をかせばよろしいのであつて、何かこれが対立的な力によつてこれが押されて、一城でも落とされたかのような印象をもしお持ちとすれば、これはとんでもない考え違いだ。むしろそういう教職員の強い意思、動向というふうなものを十分国民の世論として、さらにこれを広げまして、そしてこれが一日も早く理想の形に実現するように、文部大臣としては先頭に立つて御努力をなさればよいことであつて、また、そのことが忌まわしい事態が起きない一番正しい解決の道だ、私はさういふふうな考えだと思ひてあります。大臣もおそらくさうお考えだと思ひますが、ただ、いま御答弁の中に、日教組が一つの決定をするとか、態度表明をすることによつて何かやるのはまことに心外だといふか、さういふようなニュアンスのおことばがありましたので、その点についてもう一度、念のためにひとつ

お気持ちをただしておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 もちろん、日教組の大会で強い要望を決議しますとか、そういうことをいたしますのは、これはけっこうだと思ひます。むしろさうしていただきたいと思ひます。ただ、それを獲得する意味におきまして、その手段として実力行使を決定するということが、また、法規違反の行為を大会で決議するということはこの際避けてほしい、これを申し上げておるわけでございます。

○長谷川(正)委員 実力行使実力行使とおっしゃるのですが、いまだかつて日教組が——ああいう法律を不当だと腹の中で思つておりましたが、法律はできておりますので、できれば憲法に保障された労働基本権というものは、公務員といへども全部許されるべきだ。また、世界の全体を見渡しましても、そういう制限を受けていない教職員がたぐさんおるわけありますから、これは本質的には納得していいにしろ、しかし、現にある法律をまっとうから無視するといふような考えは、だれ一人教職員は持つておらないと思ひます。いまの法の解釈の範囲のぎりぎりまで、とにかくこの意思表示をやつてくれないうのですから、何らかの積極的なきみ上げをいたしたい、さういふ無理をしてまで、ぎりぎりの解釈でこれが合法的な手段の最高の表現方法である。一週間も十日も学校をストライキでストップさせて、全く文字どおり教育に停滯を来たす、さういったようなことは一度も日教組はやつたことではないと思ひます。もう日常茶飯事のように何か行事がある、やれお祭りがある。間には今度、天皇がこの県に来県される、さういふようなときになれば、たちまち平日や一日の授業は、変更をしてやるといふことは日常茶飯事に行なわれておる。さういふものと、それ以下程度のことは、さういふことをやつていてはいけません。さういふことをたいへん違法の行為のように、まるで鬼の首を取つたやうにして、いたずらに罪人をつくるといふやうな方向に力が入つてしまつて、その本質的な要求といふものをどう

くみ上げて、ほんとうに教育の向上の方向に向かつてするかというところに力を入れないとすれば、これは本末転倒である。もちろん、いまの制度、機構の中で行政的立場についての一つの処置をとられるというふうなことに、私どもも全然わからないわけではありませぬけれども、しかし、それ以上に大事なことは、ほんとうに教育をよくするために教師が何を望んでいるか、国民が何を望んでいるか、これをはつと受けとめて、その実現に向かつて努力することを通して教育の正常な関係を打ち立てる、これが私は本来のありべき姿だと思ひますが、その点について大臣にもう一度、ひとつ理解のある御答弁をお願いしたい。

○鈴木国務大臣 御要望の点を決議をもつてされたりすることは、私は十分尊重してまいりたいと思ひますが、ただ、学校行事の中で、ほかのいろいろな行事があるからと、そういう理由でやはり法律に定められた禁止された事項をあえてやるというところに問題があると思うのでございまして、これはやはり教師として、特に子供を預かっておられる先生方が、法律違反の行為をしていいんだというふうなことは、教育上にも大きな影響を及ぼしますので、この点はぜひひとつそういう態度に出ないよう熱望してやみません。

○長谷川正委員 これは水かけ論になるかも知れませんが、正当防衛というのがあるんですね。これは私が申し上げるまでもないと思うのですが、身に危険を感じたときに相手を傷ついたり、場合によっては殺すというふうなことが起こり得ても、その場の全体の状況判断から、不当な危険な状態にさらされたような場合には、これは有罪としないということがあります。お笑いになる方もありますけれども、一〇・二のことを考えますと、この公務員制度ができて十何年にわたって、特に労働基本権の幾つかが制限された代償として人事院ができて、そしてその勧告もまことに必ずしも公正だとは私どもは考えていない低いものだと思いますが、それでもそれを認め

るとしましても、いままで一度もそれを完全に実施しなかった。それが十何年重なるって、一人にすれば十何万も十五何万も不当に盗まれたことと同じだ、こういうようなことがだんだんわかつてきた場合に、しかも相変わらず、ただ法律だ、法律だでやられたんでは私はかなわない。それが一〇・二のような行動になったと思ひます。このことは、私はそのこと自身はちつとも歓迎もいたしません。思ひませんが、そういう事態にしてしまったという点について、為政者が一番責任を感じないで、どうして問題の本質的な解決があり得ましようか。聖徳太子のことばに、上下相争うときはおおむねあしきこと上にあるとありますが、私は近ごろの公務員の労働運動に対する紛争を見るたびに、この聖徳太子のことばを思ひ出し、非常に痛切に感ずるのです。それは日教組にも全然欠陥がないとは決して申しません。ときには行き過ぎもあるでしょうし、たとえば交渉のしかたにも、私どももあまり感心しないような事実もあります。けれども、それはそれといたしまして、大きな筋から見ますならば、これはやはり政府側のほうで、そういう事態が起こらないように未然に十分の処置をとるという方向での努力の欠陥こそ、私はまず第一に反省するべきなんであつて、それは責任を感じていられると思ひますけれども、それはただ口先だけであつて、それで実際は起こった結果に対してだけ、いまの法律だけをたてにして責める。こういう行き方は本質的な解決にならない。あふれてくる洪水を、ただ土のうを幾つか積んで防ごうとしておるにすぎないんで、もつと本質的に川の流が正しく流れるようにしない限りは、そういうびぼう的なことは本質的な解決にはならない。むしろ悪い方向に向つていくとさへ心配されるのであります。教育界の中に、私は、不明朗なうっせきされた不満をいつも持ちながらこれも明らかに表現できない、こういうううなじめじめとして空気が教育界を支配するといふことほど、民族の将来にとっておそれるべきこと

はないと考えるのであります。もつと学校の先生たちが、伸び伸びと言ひたいことを言ひ、そうして教育上の問題につきましても思ひ切った研究をどんどんやつていける、そういうような体制をつくらなければいけないし、生活についてもできるだけ最小限度の、心配をさせないような方向に持つていかなければならないと思ひますけれども、そういう点に多々欠けるところがあつたら、一方に責めるばかりで、しかもその代表とも会わないというふうなことで、私は日本の文教行政として、まことにこれではお粗末と言わざるを得ないのではないかと。鈴木文部大臣の御答弁から、私は、大臣個人の御心情なり誠意というもののについては決してこれを疑わないものでありますけれども、いま私が申し上げたような立場から、もちろんいまの法律に照らして、これは取り締まらなければならぬという場面もそれは起こるでしょう。しかし、おのずからその問題の所在のとなえ方によつてその処し方というものは違ひますし、またその誠意が、お互いに教師と文部省との間の血の通つた関係と申しますか、そういうものが生まれてくるような処置のしかたというものはあるはずだ。そういうふうな文部大臣は文部行政を持ていくべきだ、こういうふうな考えるのでありますけれども、この問題につきましましてはこれ以上は平行線になりそうでありまして、あえて答弁を求めないことにして、次の問題に移りたいと思ひます。

それは、ただいまは日教組大会に関連しまして、いわゆる実力行使問題についてお話がありましたが、この問題については憲法との関係等についてももつと掘り下げた議論をしたいところでありますが、あとの質問者も控えておりますから、本日のところはこれで一応打ち切りまして、日教組の倫理綱領に關しまして、これまで前回の議事録を見ますと、大臣は非常に思ひ切つた発言をされておるのであります。その点につきましてしばらくお尋ねをしたいと思ひます。

観に立つたマルクスの考え方であるということだけは否定できない」ときめてつけていますね。十九日の本委員会における斎藤委員の質問に対する大臣の御答弁の中で、そうおっしゃっています。また、その前には、「現日本の社会とは違つた一つの社会的変革を意味することをその倫理綱領の中にうたつてあることは事実でございます。こういう断定をされておるのであります。それからさらに、その前に、「日教組の教師としまして、その対象となる生徒、児童に對しまして、その目的を達成するように教育をいたすことが教師の倫理綱領の中に書いてある。」こういうふうなことも言つております。これらはそういうふうなきめてつけていいものか。これは非常に重要な問題で、これは倫理綱領の逐条にわたつて討論しなせんと明らかにならないと思ひますが、いやしくも一國の文部大臣が、日教組というれっきとした団体の倫理綱領に對して、こういうきめてつけを公式の委員会の席でなさつた以上は、その責任はまことに大きいと思ひます。そういう意味におきまして、これはどうしてもほんとうに明らかにしたい、ただかなければならぬと考へます。しかし、その内容論に入る前に、第一に、日教組という一つの団体の綱領というふうなものを、これは大衆的な討論の上でできたものだと考へるのであります。が、それについて文部大臣がとやかく言うということが許されるのかどうか。意見を述べることは当然自由でありましようけれども、それを理由に会う会わないのの基礎にする、これはいけな

いことだとか、こうきめてつけること自体が許されるのかどうか。もう一步割りますと、それでは個人がどういう思想を持ち、信条を持とうとも、それについて、おまえはこういう思想を持つてゐるから、したがつて教師にしておけない、教師としての資格がない、こう言うようなこと、この考え方を進めますとそこへ行き着くと思ひるのであります。が、そういうことは憲法の精神と全く背馳した、非常に危険な独断が文部行政の中にあらわれてくるきざしのように思ひてなりません。この教

一つは、日教組の倫理綱領について、「唯物史

観に立つたマルクスの考え方であるということだけは否定できない」ときめてつけていますね。十九日の本委員会における斎藤委員の質問に対する大臣の御答弁の中で、そうおっしゃっています。また、その前には、「現日本の社会とは違つた一つの社会的変革を意味することをその倫理綱領の中にうたつてあることは事実でございます。こういう断定をされておるのであります。それからさらに、その前に、「日教組の教師としまして、その対象となる生徒、児童に對しまして、その目的を達成するように教育をいたすことが教師の倫理綱領の中に書いてある。」こういうふうなことも言つております。これらはそういうふうなきめてつけていいものか。これは非常に重要な問題で、これは倫理綱領の逐条にわたつて討論しなせんと明らかにならないと思ひますが、いやしくも一國の文部大臣が、日教組というれっきとした団体の倫理綱領に對して、こういうきめてつけを公式の委員会の席でなさつた以上は、その責任はまことに大きいと思ひます。そういう意味におきまして、これはどうしてもほんとうに明らかにしたい、ただかなければならぬと考へます。しかし、その内容論に入る前に、第一に、日教組という一つの団体の綱領というふうなものを、これは大衆的な討論の上でできたものだと考へるのであります。が、それについて文部大臣がとやかく言うということが許されるのかどうか。意見を述べることは当然自由でありましようけれども、それを理由に会う会わないのの基礎にする、これはいけな

師の思想、信条の自由ということ、そして日教組の倫理綱領というものが、これ自身が完全なものではないでしょう。あるいは時代の進歩に伴ってさらにその修正なり、あるいはさらに豊富な内容の加除なり、そういうことが行なわれることは今後もあり得ると思いますが、それをとにかく文部大臣の側からこういうふうな言い方で、しかも公式の席できめつけるといふことは、私は非常に問題があると思いますが、これにつきまして大臣の御所見をもう一回たしたいと思ひます。

○勅木国務大臣 中村文部大臣が当時政府と労働団体との複合的な会議を開きましたときに、日教組に対しまして文部大臣としての方針を率直に述べまして善処方を期待した文書がございますが、その文書の中に、「倫理綱領及び解説について」といたしまして、「日教組の教師の倫理綱領とその解説は、わが国の現実の社会体制を根本的に変革することを基本理念として」と考へる、これははつきりそういうことを述べておるのでございます。私が先般、委員会でございますか、倫理綱領をつくりましたのは、マルクス主義、唯物史観に基づいてつくったと自分は解釈する、こういうことをはつきり申し上げました。ただ、そのときに私が申し上げましたのは、文部大臣もこれは手渡しをいたしておるのでございます、それから私もそのときに、もしそうでないと言われ方では起すされたのじゃないとおっしゃるなら、そうでないという理由を私の納得するように御説明いただければ、私のその前回は取り消します、だが、それを取り消さない限り、私もはつきりと、それはそう解釈をいたしておりますということを申し上げたのでございます。これは中村文部大臣がやはりお渡しをいたしまして、私もいまだ何らこれに對します反駁的な反対理由はお述べになつていないと聞いておる。でございますから、一応はお渡ししましたが、これは公式にお渡しした書類でございますが、日教組としてもお認めになつてゐると私は解釈いたしておるのでござい

ます。

○長谷川(正)委員 いま、中村文部大臣が日教組に手渡された文書をお読み上げになりました。中村文部大臣と日教組との話し合いの中で、中村文部大臣がこう考へるがどうかということをおっしゃつたのであつて、それについて日教組が返事をいふ、してないということであるが、これは日教組が認めたということであるのか、そういうことは本来大臣から言われる筋でないという意味であるのか、その点は私はまだつまびらかにいたしておりませんが、後ほどよく調べてまいりたいと思ひますけれども、それはそれとして対等の御議論だからいいと思ふ。ただ、私が問題にしておるのは、衆議院文教委員会の席で、大臣が、日教組はかくかくの団体であるときめつけた発言をされたということは重大だということを申し上げてゐる。その点について、いかがですか。

○勅木国務大臣 でございますから、私はそう解釈いたしております。ですから、それでないというところでございまして、反対理由をあげましてこれは解明していただきた。私は、この倫理綱領をつくりますあのときの社会情勢及び時の情勢をずっと存じております。それで、そのときに、倫理綱領の成立過程におきまして、そういう基礎的な考へ方に立つてこれはつくられたものと、いまでもはつきりそれを信じております。そうでないという御趣旨ならば、それを私は、はつきり反証をあげてひとつ納得させていたいただきたい。

○長谷川(正)委員 私は、これには二つの議論があると思ふ。一つは、倫理綱領が唯物史観、マルクス主義に立つものであるかどうかという議論を客観的、学問的にする議論がありまして、だから、いいとか悪いとかというとは別でありまして、もう一つは、よしんばマルクス主義であらうと何であらうと、あるいは公明党さんがお考えになつておる日蓮宗の教義のお考えで人生や政治や社会をごらんになつていこうとする一つの立場もあるでしょう。そういうような思想があると思ひますが、そういうもののどれかであつて

はいけないということを文部大臣はどうして言へるのですか。

○勅木国務大臣 倫理綱領はそういう立場に立つておる、これは一つの国民の思想でないことだけはわかりたいだけのもと思ひます。でございますから、日教組が唯物史観に立つた倫理綱領をお持ちになるといふことをやかく申し上げる権限は私にはない。また申し上げる筋でもない。ただ、そういうことが望ましくないとは考へております。だが、お持ちになること自体を私もがやめるとか、そういう権限はない。ただ、この考へ方をもつて日本の青少年を教育をしなければならぬ、そういう考へ方に日本の青年を育成しなければならぬというところが、この倫理綱領に明確に書いてあります。これを私も申し上げるものであつて、先生が一つの自分の思想を持つことは自由であるかもしれませんが、教育は国民の

ためにあるべきことで、自分の思想を子供たちに育成する目標に持つていくという倫理綱領の規定が、私も教育を志す者として、国民のため、私ども教育を志す者として、国民のため、この教育であるというところを限りにおきまして、こういう倫理綱領で実施されては困るといふことを申すのは当然だし、また私どもの責任であると思ひます。

○長谷川(正)委員 ちょっといまの御答弁に一つの飛躍があると私は思ひます。前段に、倫理綱領を一つの団体としてどうお持ちにならうと、それは自主的にお持ちになることだから、それを云々するといふことは私のやるべき権限ではない、これは明確におっしゃつておる。しかし、その内容をもつて教育すると書いてあるからいけないのだ。これは、あくまで教師が教師という職業で具体的に教育をする場合に、文部省なりあるいは国の方針なりに出てきておる方針を無視して、何か、そういう教育を教育の中に入れておくとおっしゃる。これは大きい飛躍があると思ふ。これはお互いが一つのグループをつくり、組織をつくり、その中の精神、ある場合にお互いに人生の態度としてそう

いうことを申し合はせているのであつて、職業的に一つの仕事として教職にある場合に、それをこつちやにするようなことは何ら倫理綱領の中に書いておらないのであります。ここに公明党の方もいらつしやいます、公明党の方は、一つの教義信条を持たれてそれを一貫して人生のあらゆるものや処理されておると思ふのです。学校の教師にもたくさんいらつしやるでしょう。しかし、そういう個人の人生態度と、実際に教室で子供に学習をする場合の学習の内容を混同してゐるわけではないのです。これは、そこは明確にしておるところであります。

実は一九五三年、昭和二十八年ですが、ウィーンで初めて戦後世界教員会議というものが開かれました。いろいろな組織がありますが、組織の違いを乗り越えて全世界の教師が教員組合を中心にして集まつて、いろいろ戦後の教育問題を討議し、お互いに教師の身分や地位、待遇の向上、そして大きくは世界の平和に寄与するような教育をお互いに進めるようにしようという話し合いが持たれたわけでありまして、第一回世界教員会議に、私は日本代表団の一員として参加する機会を得まして、そこでいろいろ討論をいたしました。そして、そのときは草案にとどめまして、その翌年のモスクワの会議におきまして、世界教員憲章というものが定められております。その世界教員憲章の討議を私がウィーンの会議でやったときも、私たいへん感銘を持って今日記憶しているのは、この教員憲章の小委員会に出席をいたしました、各国代表と討論いたしました。そのときに、教師がその基本的人権を守られる一番の要件として第一にうたつたことは何か、それは、教師が自分の思想、信条といふものを絶対に子供に押しつけない、このことをきちつと確立している限りにおいては、教師は一切の政治的、思想的自由を確保されなければならぬ。これは第一に書かれ、一番討論したところでありまして、私は非常な感銘を持ってこの討論に参加しており、それはそのとおり文字にも表現されているのであります。これは世界教

員憲章のことでありまして、日教組の倫理綱領のことではございませんけれども、こういうことなんでしょう。世界教員憲章の第二条に、「教師の権利は性別、人種、皮膚の色によつて差別されない。また、かれがいかなるときにも自分の信念と意見とを子どもにおしつけさせなければ、かれ自身の信念と意見とによつて差別されることはない。」

こう書かれております。このことは、いやしくも今日の教員養成制度の中で、大学を出て教師になつておる者の常識であります。しかし、同時に教員組合をつくり、そしてお互いの生活を守り、また日本の前途というものの、あるいは世界の前途というものの、お互いに教師仲間として話し合う中、こういう態度でお互いに生きようということとを申し合せてもこれは一向差しつかえないことである。その中に誤りがあれば、それは、教師自体が何十万の英知の中からそれを絶えず改変をし、修正をし、もつと豊富に実らしていくべきものでありまして、これは行政当局がとかく干渉すべきものではない、私はそういうふうに思うのです。これに対しては、私は文部大臣はさかきと違ひをされているのではないかと。それを日教組と会わない理由にされているのではないかと。もちろん、一般の市民として、国民の一人として日教組の倫理綱領に対して批判をお持ちになり、意見を

お吐きになることは、私は大いにけっこうであり、歓迎されるべきであると思ひますけれども、そのことをもつて、何か日教組が教育そのものを私物化して、壟断しているような受け取り方をもし文部大臣がなさっているとすれば、これはまことに重大なことだと思ふ。この点について、大臣の御所見をもう一回はっきりと伺つておきたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 長谷川先生がおっしゃるとおり日教組がやつていただいておりますならば、ほくらは何にも申し上げることはございません。この世界教育会議の宣言でございますが、自分の信念とか考え方というものを子供に押しつけないという、このことが最も徹底的に、日教組が先生の

おっしゃるとおりにお考えならば、これはもう私どもは何も言うことはないでございます。しかし、実際にいまおきましては、先生もおそらくこれは御存じだと思ひますが、私どもはこの倫理綱領によつて、この信念によりまして子供たちをこのように育成しなければならぬ、そうしてこの倫理綱領の精神によつて子供たちを現実の場において育成するのはどうしたらいいか。そこで日教組は教研大会をやつて、また帰りましたと云々講習をやつて、お互い同士がディスカッションをやるという形におきまして、実はいかにして現場においてこれを採用すべきかということをやつと研究をしてきておるのが現在までの実情であります。

日教組がほんとうにこの倫理綱領にいかように書こうとも、また、倫理綱領の精神がいかにあるかと、これを子供たちに押しつけるものでなければ、これは私も何も言うことはないものであります。ただ、今日までの教育の実情におきまして、かつて大連さんのときに偏向教育ということで問題になりました。いろいろな実情も調査されたことがございまして、これはやはり現実の問題として、ぜひひとつ日教組は、自分の信念がいかにあるとしようとも、全国民のための教育ということにほんとうに自覚をしていただきたい。そうして教育の場におきましては、そういう自分たちの考え方を、また日教組の倫理綱領を子供たちに押しつけることのないような日本の教育の姿に一日も早くしていただきたい。これを念願いたしておるのでございまして。

○長谷川(正)委員 時間がだいぶ経過しておりますし、あとの質問者もありませんから、一応この辺で一ぺん切りたいと思ひますが、ただいまのお話は、また今度一つ新たな問題を提起して、これは学問研究の自由であるとか、あるいは教育の研究です、これの自主的な研究というものと何か倫理綱領をこつちやこつちにしたような御答が飛び出してきた、これはまた一つ重大な問題が提起されたと思つております。教師が官製の講習会以外にも自分たちで研究会を持ったり、いろいろ現場

の現実の経験の中から、どうしたら効果が上がり、どうしたら力がつき、どうしたら美しい信念が養われるかということに日に日に新たに研究されておることであり、それは民間教育団体であらうと公式的教育団体であらうと、できるだけ自由に相互交流が行なわれ、教育というものが豊富にされていくことは、これは当然のことであると思ひますが、何か日教組の教研集会があつて、伝達講習があつてどうこうというふうな非常に妙なお話が飛び出してきたのですが、これは新たな問題として、また次の機会にこの点については議論したいと思ひます。

時間がまひりましたので、まだまだ私の質問申し上げたいことの序の口にも入っていないのです、が一応今日はこれで打ち切つておきます。

○床次委員長 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。唐橋東君。

○唐橋委員 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に対して質問をいたします。

まず、全体の問題といたしまして、この法案のおよそ前半は国立大学の拡充整備計画でございます。これは説明にもございましたように、急増対策に対する一環でもある、こういう説明がなされておるわけでございます。だとするならば、いま高等学校が急増期を過ぎて、大学が急増期に入つておる、こういう中において、この程度の急増拡充ではほんとうに乗り切つていけるかどうか。これだけの大きな志願者をかかえている中において、国の責任としてやはりやつていけるのかということを私は第一の疑問としたわけでございます。したがつて、私がまずお伺いすることは、四十二年度の私立、公立、国立の入学者はほとんど決定いたしました。したがつて、高等学校の卒業

生が全国で何人おり、その何%が就職をし、その中で大学の進学者はこの程度に進学をした、公私立の中においてこれだけが実質入学された、だからその他についてはいわゆる浪人ということになつて、この浪人はまた来年度の入学者の数に入るわけでございますが、これらの入学者の実態、そして入学志願者の実態、さらに残された浪人の実情、実数とまでいかなくとも推定数、こういうものは、もう大体文部省においてつかんでいい時期だと考えますが、どの程度この実情を把握されておるのか、まずこれについてお伺いしたいと思います。

○鈴木国務大臣 詳しいのはまた数字でお示しすることができると思ひますが、大体的なことを私から申し上げますと、大體、大学の志願者は、戦後のベビーブームの影響を受けまして、四十一年度から急激に増加してまいりました。四十二年度の志願者は、まだ完全な集計はいたしておりませんが、大體七十二万九千人程度と推定されております。また、四十三年はさらに増加いたしまして、七十六万七千人にのぼる予定でございます。これに對しまして、文部省といたしましては、大学の質的低下を来さないような配慮をいたしつつ、入学志願者の急増に對して、多数の浪人が発生いたしませんように、できるだけ収容力の拡大にとめたのでございます。国立におきましては、すでに予算で御説明申し上げましたように、三千九百八十五名の増をいたしました。また、公立学校におきまして四百四十名、私立学校において一万九千八百五名、いわゆる収容定員を増加したのでございまして。そこで、この結果といたしまして、四十二年度の入学者の割合は、大體志願者の六割程度でございます。その前年度、前々年度に比しまして、そう大差のない程度まで収容できたと思ひます。四十三年度におきましては、やはり増加いたしてまいりますので、いまの計画といたしましては、国立において三千名、公立に一千名、私立において一万五千名、これを大體見込んで四十三年度の増員計画を



いたす予定でございまして、この四十三年度を過ぎまして四十四年度に入りますと、今度は入学志願者が、実際の統計的な数字から申しますと、ずっと減少の過程に入ってくるわけでございします。ただ、四十四年度になりますと、入学志願者の増加、いわゆる志望率の増加ということも考慮いたさなければならぬので、四十四年度以降においてどのように変化してくるかは、今後の推移を多少まだ見ていかなければならぬ点がございします。結局は、四十三年度まで一応急増対策を続けていかなければならぬというのが現状でございします。

○唐橋委員 急増対策は文部省として何とかやっています。こういうような趣旨の御答弁でございしますが、私、実情の中において考えさせられることは、文部省は、たとえば六割なら六割を公私立を問わず入れた、こういう増加された実数の中の率を問題にされておるようでございしますが、この率というのは、実は実数からいえば大ぜいになった。六割となれば、やはり残っている数というものは大きくなってきて、浪人というものが大きくなっていく。したがって、これはやはり単なる率からいえないで、むしろ急増期は率を上げていくという、これこそがほんとうの急増対策でなければならぬ、こう考えているのに、いまの御答弁のように、まあ大体六割程度を入れたから、したがって急増対策は一応何とかいけるのだという考え方は、いまの該当者の青少年に大きな失望を与えようと思つてございします。したがって、いま申されました四十三年度の計画というものはもともと大幅に伸ばすべきじゃないか、そしてことし浪人されておる方々、そういう方々をやはり大量に収容し得る、こういう前進的な考え方を立てておいて、そしていろいろなめんどうな予算面やその他が多少そのために縮小されるとしても、一応責任者である大臣としてこの程度でいいのだという姿勢であつたならば、やはり私は今後いろいろな前進的な方向に対する障害になるの

じやないかと思う。やはり文部省は一つの理想案を出しながら、この理想案がある程度現実で縮小されてもいいが、それはある程度やむを得ないとしても、いま四十二年の実態がわかり、そしてさらに四十三年度の計画を立てようとするときに、いまのような単に現実論的な、推移的なもの考え方では、文部省としては非常に消極的であり、今後やはり私としては、こういう点においてもっと積極的な姿勢を示してのみに初めて文部省のあり方、かつ、特に大臣としての責任があるのじやないかと考えるのでございしますが、これらに對してもう少し積極的に出られないものかどうか、お伺いしたいと思つてございします。

○鈴木国務大臣 お尋ねの点はごもっともだと存じますが、一面また、実は日本の大学のあり方の問題でございしますが、大学の問題についていろいろな意見が今日ございします。その一つは、日本で大学が多過ぎるのじやないか、これは大学の数からいえばもはや世界第二位でございします。それで、大学をあまりに日本がどんどん増設し過ぎるのじやないかという意見が一つ、よしあしは別としてございします。それからもう一つの問題は、国立におきましては、主として私学において非常に困難でございします理工系の、いわゆる自然科学系の統の学部を増加すべきであつて、人文科学については私学にまかしたらどうか、こういうような意見の人もございします。そこで、これを無制限に大学のワケを広げますというところは、一面私学の場合を考えますと、いま私学の経営状況についていろいろ問題がございまして、授業料の値上げその他において紛争も起こつておるようでございします。この私学について、ベビーブームに對処いたしまして私学の設立を無制限にどんどんワケを広げて認可いたしますと、今度はベビーブームが終りまして入学志願者が非常に減少してくる、そういうときに、今度は逆に私学の経営に非常に困難な時代がくるのが予想いたされまします。それで、もちろん私学の對策については、基本的にいま調査会で結論を急いで出していただくように

なつておりますけれども、しかし、無制限に無責任にどんどんつくりまして、それでどんどんその経営が非常に困難になる、それを全部国がカバーしていかなければならぬというふうな状況が起きましたら、これはたいへんな問題になるおそれがある。ございしますので、急増対策について私どもは、現在の段階におきまして、入学志願者に対していまだより以上大きな社会不安を起さないようにできるだけの処置はいたしておりますけれども、同時にまた、大学全体として将来のことも考慮に入れます現況の計画は立てなければならぬ。そこに計画を立てるほうで非常に困難性があるわけにございします。なお、現段階において、よしあしは別といたしまして、私学の場合におきましては約一万九千の新設その他のワケを広げたわけにございしますが、実際上の問題といたしましては、相当多数の定員以上の収容をこしはいたしておるのでございまして、この実態は、いま精密な調査をしつづけてございしますが、それによつて、そのよしあしの批判は別といたしまして、ある程度入学難の問題の解決には、ことしの状態としては役に立っていると思つております。

○唐橋委員 いまの国立、公立、私立を含めた大学制度のあり方という点については、ここで議論する場でもないで、いろいろ大きな問題として議論し、そして、急増期を含めながら、将来の日本全体の教育制度のあり方というものをこの辺でほんとうに正しく立てるべき時期であるというところについては、私も承知します。そういう中において正しいあり方というものを考え出していき、こういうかまえては了承できませんけれども、ただ、私がいまの状態を見てどうしてもし承し得ない気持ちの一端は、ベビーブームのこの三年なり三年なりの期間の人はしかたがないのだ、こういう考え方、すぐ急減期に入るのだから、急減期に入れば、現在の予備校なんというものは、受験雑誌に書かれておりますが、何か今度も転向しなければならぬとか、あるいは拡充した大学が今度どういう形に維持するか、これこそ問

題であるというところが、急増期を終えた高等学校の自立にいろいろな問題等も出ておるのには了承しておりますけれども、そういう中において、その時代にいる青少年に對して、おまえたちは運の悪いときに生まれたんだから、がまんするしかないのだというふうなもの考え方だけは与えてはならない。将来の計画は計画として、もつとこの急増に対する考え、施策、設備の拡充というものを国として当然とすべきであり、そして、そのことはこの計画の中において非常に少ないということをどうしても言わざるを得ないし、先ほど申し上げましたように、大臣としてはもっと積極的な、将来は将来として、やはり犠牲者を出さないというかまえての上で立つて、施策を立てていくべきでないのかというところを考えさせられていくわけでありまします。したがって、この問題の結論として、もう一度大臣の所見を率直にお伺いしたいのであります。

○鈴木国務大臣 戦後のベビーブームに對処いたしまして、私も、義務教育の面について、まず第一にその急増に對処する文部省として方策をとつてまいりました。続いてこれが高等学校に及びまして、高等学校の急増対策を実施いたしてまいりました。ただいま大学の急増対策に移つて実行中であるのが現状でございします。しこうして、小学校におきましても、御承知のようにいま急増対策が終りまして、入学者が非常に減少の段階に達して至つておるわけでございしますが、実はその減少の段階を利用いたしまして、教育内容の充実というところに教員定数その他を振り向けてまいりまして、その減少によつて教員の犠牲者を出すことのないように、逐次教育内容の充実によつてそれをいたしてまいりました。高等学校に對して、今回国会に御提案申し上げております定数上の問題も、全く同じ趣旨で、ずっと高等学校の生徒が減つてまいりますので、それに対処して先生のほうの数を充実していくという方法をとつてまいりました。大学のほうにおきましても、できるだけ私どもとして、まだ少ないと申されますけれ

ども、できるだけワクの拡張に努力をいたしておるのでございまして、これが今度は減少期に至りますと、いよいよ今度は本格的に大学の質を直していく、拡張いたしましたときの過剰人員とかいうものを、今度は実際上の教育の現場におきまする充実に持っていきたい、そういう計画を持ちまして、拡充計画にはできるだけ即応いたしますように努力はいたしております。もちろん、御批判のように不十分な点は十分ありますけれども、できるだけの拡充計画をいたしておることだけは御了承願いたいと思います。

○唐橋委員 この問題は、現在いろいろ議論しても、努力を認める、二生懸命に努力していただきたとい、こう言う以外には結論が出ないような問題でございましてので、打ち切りまして、二番目の問題といたしまして、学芸大学を教育大学に名称を変更する、この点についてお伺いしたいわけであり  
ます。

御承知のように、戦前の教員養成機関が、いわゆる師範制度ということで非常な超国家主義教育の根源になった。その反省の上に立つて解放的な教員養成機関というものが現在の大学制度の中に持ち込まれたということは、もう私から申し上げるまでもないわけでございますが、その解放的な大学制度の中における教員養成というものに対して、やはりあまりにも解放的なための弊害あるいは欠点というものが生じた、そういうような反省の上において、中教審あたりもそのような見方から立つて教員養成制度の改善方策ということが出され、その中に、いまの学芸大学を教育大学にし、それらに関連した教員養成機関をもっと考えていこう。こういう趣旨は一応了承できるのでございしますが、私たちがいろいろこの問題について考えさせられておることは、いままでの解放的な制度の改正はいいのですけれども、同時に、もとの師範制度というものの弊害、そういうものがやはり出やしないか、こういうことが逆に今度の制度の中に心配されてくるわけでございます。入学志願者のいろいろな希望等を私たちは具体的に聞き

ます。なかなかはいれないから、しかたがないから教育学部に入るのだ、しかたがないから教育大学に行くのだ。このしかたがないから行くのだという、こんなようなものがやはり底流として大きく伸びておる。そして、そういう場合は男性に多くて、今度新しく教育学部になった場合には、女性のほうの志願者は相当多くなつてき、男性が減少する、こんなような傾向が、いまの一つの制度を進めていく上においてかもし出されてきておる現実の一端であると私は考えさせられておるわけでございますが、この制度の改正の中で、いま申しましたように、何か型にはまった教師というもの養成になりやすいのじやないのかということを危惧するわけでございますが、これらに対してはどのような考え方で一つの講座とか、あるいは課程制の中において考えられておるのか、これはひとつ具体的に伺いたいと思うのでございませう。これは大臣でなくて、むしろその課程制やその他を含めた問題については担当局長のほうから伺いたいし、前のほうの考え方については、大臣のほうからひとつ明確にお答えをいただきたい。

○**勅木国務大臣** 私がお答え申し上げまして、足りないところを係のほうからお答え申し上げたいと思います。

教員養成の問題につきましては、基本的には非常にむづかしい問題を含んでおると思います。終戦後教員養成をいかにやるべきかという問題から、戦前にございました師範学校の制度に對する批判が非常に強く起りまして、いわゆる教員養成という一つのワクの中で教員養成をしないで、一般教養という教育のやり方によつてその教員を養成しようという考え方のあらわれが、学芸大学とか学芸学部でやりました思想の一番のものであったと思います。その後、教育者となりますものは教育者としての自覺を持って、そして教育者としての教育をやるべきであるという考え方が中教審の答申となつて、教育学部なり教育大学という觀念であらわれてまいつたと思います。この観

念は、いつも二つの流れとしまして存在する觀念であらうかと思ひます。ただ、今回私どもが教育学部ということに変へましたのは、もちろん中教審の答申にもよることでございますけれども、この学芸大学の持つておりました内容のいいところはもちろん存置して、その上になお教育者としての自覚においてやるという形において、この教育学部に対する印象を変えてまいったのでございます。したがひまして、その内容面におきましては、いままでの学芸学部がとつておりましたその方針を相当それは踏襲してまいります、ただ、いままでよりも變つてまいりますのは、できるだけ内容を充実して、いい教育学部に持つていきたい、内容の充実には今後十分努力してまいりたいと思つておる次第でございます。

なお、足りないところは政府委員からお答えさせていただきます。

社会、理科、数学、英語の五教科の学科目の整備ということに力を注いでまいりまして、現在毎年五十名から六十名ずつ教育学部に教官の増加をはかつてまいってきております。こういうように、教育の体制をできるだけ整備していくという形を基本的に考えておるわけでございます。

○唐橋委員　私もこういう大学の教科内容というのはまだ不勉強なんですけれども、端的に申し、学芸学部から教育学部あるいは教育大学になったときに、一番ポイントになる変更は、いわゆる教科の面では何なんですか。私はやはりそこが一番お聞きしたいところなんです。したがって、何といつてもいままでの大学は、私から申し上げるまでもなく、広い視野に立った教育でなければならぬのに、やはり専門教科が中心になり過ぎていく、そうしてどうしてもやはり従来の師範あたりに初めからワクづけをされるがゆえに、自然

○天城政府委員　いま大臣が申し上げましたような基本の線に沿ひまして、具体的に何をやっているかということになるかと思うのでございますが、御案内のように、歴史的に師範学校を母体として發展してきておりますのが実態でございますので、その点が一つと、それから戦後、特に国立大学におきまして、大学の中に、大学によりまして文理学部と教育学部という組み合わせのところろがございました。それから学芸学部という形のところもございまして、ところろが、大学全体としまして

て一般教育を整備する、これは内容的にも、また制度的にも整備するということで、教養部制をとつてくる動きも出てまいりました。一般教養の力リキュラム、すなわち教育課程を明らかにするという必要が出てまいりまして、従来文理学部を持つておりました大学の教育学部、それから全学の大学一般教養を学芸学部において担当する制度の大学など、いままでの姿に対してどうしても手を加えなければならぬ状況になってまいりました。したながいまして、現在われわれといたしまして、教育学部で必要な学科目の整備、これは中心的には俗稱五教科の整備と言つておりますけれども、国語、

○天城政府委員　これにはいろいろな要素がからまっておりますが、私も一言でお答えしかねるかもしれませんが、いままの御質問によつて端的に何かと申しますと、一般教養を引き受けたりあるいは専門を文理学部で行なつたりという形態になつておりましたのを、教育学部というのは、とにかく小学校教員の九割、中学校教員の七割を養成しておるわけでございますから、教育の内容をはつきりする。そのはつきりということは、結局先ほど申したように五教科の学科目が不整備でございますので、それを整備するということが中心でございました。



それから、先ほどちょっと申しましたように、教養課程を整備するということは、これはひとりで教育学部だけの問題でございまして、大学として一般教養を充実した姿においてやるということに別な面から出ておりますので、これは教育学部におきまして、やはり一般教育は充実した姿の上で行なう。その上に教職関係の五教科の整備をはかるというのが、端的に申し上げると現在の中心の仕事でございます。

○唐橋委員 いまの問題なんですが、教科の整理は具体的に結果として出てくるのですけれども、私たちは、あなたの方のような専門家にお聞きしたいのは、やはり社会人あるいは一般人が教員養成機関で——いままで教育学部でやったのが、こういう点で非常に欠点があった。だからこの教科を変えろんだ、あるいは実習期間が短かったから、ほんとうに実習期間をよけいにしたんだ。だけれども、全体としては、やはり第一に掲げなければならぬ教養というもののについては、むしろ普通の大学よりもこれだけ充実したんだというふうな、学芸学部と比べてみた場合に、一般しろうとでもわかるような、はっきりしたものがほしいのです。でないから、やはり教員制度という中に閉じ込められていくんじゃないか、こういうことが志望者の中にもあるのです、現実としては。だから、やはりどうしても教育学、いわゆる二流、三流級の考え方を持って志望していくという傾向は、私は否定できない事実だと思うのです。だとするならば、いまのようにあなたたちが専門的に考えて、せっかくだと大学をつくったとしても、いまのような点がほんとうに理解されないために、それに伴う人材の集めというか、養成というのですか、非常にその間に問題がある、こう考えざるを得ないので、もう少しはっきり一般にわかるように説明できないのですか。

○天城政府委員 どういうふうに御説明したいのですか、教育学部の問題は、要するに、教員養成を大学のレベルで行なうという前提でできておりますので、大学のあり方と非常に関連いたし

ます。大学の問題の中で、いろいろございすけれども、一般教養のカリキュラム、教育の中身と一般教養を行なう場所、学部との関係が一つございす。従来は学芸学部が全学の一般教養を引き受けておったのが一つのタイプでございすし、それから文理学部のある大学におきましては、文理が引き受けておったわけでございす。ところが、たいへん複雑で私の説明が不十分になるかもしれないが、教育学部におきましては、専門の教科を文理学部で行なうというタイプをとったところがかかりある。たとえば国語なら国語をやるときには、文理学部の国文の授業を受けるというやり方をしておったところもある。非常にからみ合っておりまして、これは簡単にここで申し上げかねるのですけれども、要するに、教育学部というのは教育と文理の関係、学芸のあるところは全学の一般教養を引き受けるという形で、非常に学部そのものの目的、性格というものがきちり出ておらない。そのことは大学全体の一般教養のために非常に問題がございすので、一般教養を整えるということで、大学全部じゃございせん、教育学部というものを設置した大学が非常に多くなっている。そうしますと、教育学部あるいは学芸学部から従来行っていたものは、本来教育プロバの専門教育ができるはずだということで、一般教養は、全学の基盤の上に教員養成の学部といえどもやります。これは工学部でも法学部でも同じようにして、大学として広い基盤の上に一般教養を受けまして、教育の専門科目も受ける。こうなつてまいりますと、文理と教育を整備いたしました、一般教養の整備をいたしました、教育学部で非常に不十分な講座、学科がございすので、それは専門的に見なければならぬというので、現在、先ほど申し上げておりますように、五教科を中心に学科目を整備していく。したがって、教育の定数をふやしていく、こういうやり方をいたしております。

○唐橋委員 この問題については、この時点では私のもっとも検討してみたいと思うのです

が、あとで機会があればお聞きしたいと思いますので、この程度にとどめたいと思います。

その次は、芸術工科大学の新設なんぞございす、これはこの場ではまだ質問等の段階にないので、内容についてははなれないかと存じますけれども、いままでの説明の中で、これだけで予算を通せとか、あるいは一応理解をしてくれ、こういうことになる、私たちはやはりもう少し内容を知りたいわけでございす。したがって、ある程度、このくらいのもことになるんだという青写真をひとつ出していただかなければならないと思うのです。

それからもう一つは、このような大学については、新しい国立の——いままで、私立のほうにはこれに似たような大学があるということも、多少私も承知しておりますけれども、国が責任を持つてこのような新しい大学をつくるとするならば、やはりもっとも私たちに資料の提示、各界の意見、いわゆる専門家の意見等も含めた意見の提示ということがなされなければ、私たちは、やはり一つの大学という機関の中で、けっこうございすと言わなければならないのが、現時点としての問題だと思っております。したがって、具体的な内容等について、あるいはまた、それに対する各界の専門家の意見等もつけ加えて私たちに提示いただけるかどうか、まず大臣にその点をお伺いしたいと思います。

○鈴木国務大臣 御承知のとおり、芸術工科大学は、全く日本といましては新しい構想に基づきまして、過去三年間準備委員会を開きまして検討し、その結論をいただきまして、こういう大学の新設に踏み切ったわけでございす。でございすから、その内容等につきましては御了解をいただきますが、いかなる点もあつたとしても、それに對しましては、いかなる資料も私のほうで御提出を申し上げますし、また説明も申し上げてまいりたい。ぜひひとつこれは新しい試みといまして、御承認を得たいと思つておる次第でございす。

○唐橋委員 大臣の気持ちもわかります。したがって、もっと芸術工科大学に対する一つの青写真でも申しませうか、こういう計画でこういう人員や予算はこの資料に出ておりますけれども、そういう問題でなく、大学の性格として、そしてこういう日本の大学制度の中の一つの格づけとして、あるいは日本の産業の中における重要性とどういふような、いろいろな立場からの検討があるかと思ひます。したがって、そういう資料を検討することによって、私たちは四十三年度あるいは各大学にそういうものを、あるいは一つでなくともっと置くべきであるという、大学制度全体の問題としてやはり問題が出てくると思うのです。したがって、私のほうからこの青写真を出していただきたいという前に、いままでの議論の資料が何かあるのですか。そして、性格を論議した資料が何かあるわけですか。そういうものがあつたら出していただきたい。そうして、いま考えておるこれだけの性格規定、来年の予算にならなければ人員やその他はなかなかきまらないと思うのですが、いま大臣が申されましたように新しい試みの大学でございすので、いままでの資料等も一応議論されたものがあるならば委員会に提示願ひたい、こういうことでございす。

○鈴木国務大臣 御要望のとおりに沿うかどうかはわかりませんが、私どももできるだけの資料を集めまして、御提出申し上げます。

○唐橋委員 それから、これは委員長長のほうであとでひとつ理事会等において取り計らつていただきたいのですが、いまのような新しい大学の性格でございすので、私たちとしても、ある程度この方面の専門家、だれにするかはいろいろ理事等において御審議いただいて、やはり提出された資料を見ながら専門家の意見を聞いて、せっかくだと足するこの重要な大学について私たちの認識も深めたいので、そういう点についてひとつ取り計らつていただきたいということでございます。

○床次委員長 唐橋委員にお答えいたしますが、ただいま委員長に対して、本問題につきましても参考人招致の件についての御意見のように伺ったのですが、これにつきましては理事会にはかつて御相談したいと存じます。

○唐橋委員 それから、これは老練心ながら、そういうことはないと私は承知しているのですが、たいしあるとするならば、仮定の問題ですが、たいへんこれは問題だと思ふのですが、現実が私は予想されるのです。こういう大学がでると、すぐ地元でこちらのほうがほしい、あちらのほうがほしいという一つの問題が出てきたり、それが非常に政治的に問題化されていくことになりかねない。一つの国立青年の家をつくるにしても御承知のような経過ですから、私申し上げるのです、このようなりつばな大学を設置することするならば、そういう点については問題を起ささないように、そしてほんとうにすっきりと教育環境の——特にいま都内のいろいろな大学が一つの学園と考えられるように、芸術工科大学が町のまんなかに今度は建つて環境が非常に悪いというようなことになれば問題ですから、そういう点もいろいろあげれば切りがないと思ふますが、そういう中において場所やその他の点について混乱させないように、そして政治的な何かかけ引きの道具にされないように、ひとつ四十三年度にはすっきりと進んでいくのだという指針を大臣としては持たなければならぬと思うのですが、この点についてひとつ。

○鈴木国務大臣 この大学を要望いたしました、それから研究いたしましたから三年余になるわけでございます。これにはもうはつきりと、四十三年度から開設いたします土地とか、そういう問題は確定いたしました。学芸大学が福岡におきまして統合されて、統合された福岡の本校のあとが実はあいてまいるわけでございます、この土地にこの新しい大学を建てる、この方針は確定いたしております。ただ、校地その他におきまして、なお運動場その他を拡張するような問題が将来

はあると思ひますけれども、位置の問題その他につきましても、政治的とかそういうトラブルは絶対に何もございせん。意見がずっと一致いたしましてまいっておる問題でございます。

○唐橋委員 そういう点であるならば、非常に私たちがこの大学の発足を心からりつぱに願つて、御努力願ひたい、こう要望するわけでございます。

その他、あと脳研究所の問題、工業高専の問題等がございしますが、先ほど申しましたようにちやうど区切りもいし、時間もあれでございします、残余の分は次回に回していただくようにお取り計らい願ひたいと思ひます。

○床次委員長 この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時五十九分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。吉田賢君。

○吉田(賢)委員 第一点は、大学制度につきまして若干まず伺つてみたいのです。

ただいまの大学は、国立、公私立を問わず、入学生徒が専門の教育を受けることを非常に意気込んでいたにかかわらず、どうも高校の繰り返しのような感じがしてならぬという、そういう声も相当聞くのでございますが、これは軽視できない一つの大きな問題を持つておると思ひます。そこで、大学の教育の課程におきまして、教養課程と専門課程の振り分け並びにその実施の教授の実際というものに相当再検討をせねばならぬ問題があるのではないかと、こう思ひますのですが、これらにつきましまして、まず一般的に大臣の御所見を伺つておきたい。

○鈴木国務大臣 現在の大学制度につきまして、ただいま吉田委員から申されましたように、一般教養と専門課程の両方ございまして、新制大学としましては、一般教養を三分の一、専門課程を三

分の二ということになっておるわけでございますが、高等学校におきまして大体一般教養みたような科目をや、また大学に入りましてそこにかわりばえがない、大学に入つたというような気持ちがないと思ひます。でございまして、将来の問題はともかくとしまして、大学の一般教養と専門課程のあり方ということにつきましては、各大学におきましても、また大学間におきましても、いろいろただいま研究を続けておるところでございしますが、さしあたりといたしましては、やはり高等学校におきまする一般教養と異なる、程度の高い、学生の要望するようない一般教養に、内容的に改めていかなければならぬというふうに考えますが、実は、たとえば大学のいまの制度でございしますが、アメリカの大学等におきましては、一般教養を教授いたします教授は、いわゆる最高級の教授がこれに当たるでございまして、大学に入りましてから学生がそういう気持ちを起こさないで、非常に偉大な教育者に触れるという感じを持つのでございしますが、日本の場合は、残念ながら一般教養を分担する先生が高等学校とそうい

まあ研究内容は別として、年かつこうでございしますとか態度において、そうかわりばえがしない。それで、非常に偉い、その大学でも一番尊敬されるような方が一般教養を受け持つというやうなことが行なわれていない現状でございまして、やはり日本の新制大学のあり方につきましまして、こういう点は十分研究、検討をいたさなければならぬ問題だと思つております。

○吉田(賢)委員 そういたしますと、やはり基本的には、高等学校制度並びにその運用、教育の実際との関連において、相当重要な問題点があるやうでございしますが、いまの現状は、私も本人も受験準備に追われているというのがおそらく大半だろふと思ひます。受験受験、進学進学、大学を待ち望むという、そういう現状でございまして、この点につきましまして何らか打開策を講じねばならぬ

というところが一点と、それから、やはり一般教養の場合におきましても、いかにりつぱな教官、教員が担当いたしましたも、もしそれが繰り返しもしくは延長のような感じを与えるやうでした、これは制度として一考をしなければならぬのではないであらうか。これはむしろ専門課程と一般教養との両者の関係をさらに再検討しなければならぬのではないであらうか、こういうふうにも考えるのでございしますが、いまの点は、高等学校の教育との関連におきまして、両者相かね合つて総合的に解決せねばならぬ点であらうと思ふのでございしますが、これはどんなものでございまいしょうか。

○鈴木国務大臣 ただいまの学制の一番の欠点と申しますか、批判を受くべき学制の一つは、何と申しましても入学の問題であらうかと思ひます。この問題は、文部省としまして、できるだけ入学試験の方法等につきましまして合理的な方法を見出して、入学試験準備に終わるというやうなことの

ないやうに持つていきたいと存じますけれども、なかなか急には改革はできないで今日に至つておるのでございします。

それから、高等学校と大学との関連におきまして、一般教養等につきましましてこれを一貫して考えていくべきことは、お説のとおりでございします。ただ、私どもといたしましては、現在ございします大学の一般教養のあり方、それらをあわせまして改善をいたすべき問題であると存じまして、研究をいたしておるわけでございますが、しかし、一面におきましては、学制全体につきまして、義務教育から後期中等教育、それから高等教育、これを一貫して学制を再検討してみたいというところがございまして、考えております。

○吉田(賢)委員 高校の進学率がずいぶん高くなつて、大学の希望者があふれてまいつておりますことは、どうも世界的傾向らしゅうございします。文部省の発行しております要覧によりまして、日本は国公私立合わせて百万の大学の学生を持つておるらしゅうございしますし、あるいはま

た、世界的に見ても多いようです。イギリスは六〇年には二百十六万ですか、フランスが二百十一万、西独が百八十六万、世界的にやはり大学の教育を受けるという傾向が戦後非常に盛んになっておることも、いなみがたい趨勢のように考えるのです。

そこで、現実の状況なんか聞いてみましても、以前は、少なくとも少数者の学生に対して人間的な一つのつながりも感じながら教授もできたが、いまは、そうじゃなしに、言うならばオートメーションのような、そういう雰囲気下に教授をするということだから、機械化している。機械化は画一的になるわけでございまして、索莫としたものをそこに感じながら授業を受ける。まあ極端な話には、教授の顔を遠方から見ねばならぬ、こういうふうなふうにいわれますので、そういう人の海のような、生徒の海のような中で授業を受ける、高等学校の延長に似たような状況である、と、せっかく高い志を持って大学に入ったという誇りも一瞬にさめてしまふ、こういうのが、やはり青年の心に非常な不安動揺、寂寥感を与えるのじゃなかろうか。これが一つの危険だろうと私は思うのです。そういうことでありますので、これは遠い将来の問題というのじゃなしに、きわめて重大な今日の問題でございまして、文部大臣とせられましては、この大学の現状とそれから高等学校との関連、そして教授の実情、こういうものを一貫的に、総合的視野においてもう一度再検討しなければいけないのじゃないだろうか、どうもそういうふうな思われるのですが、この点はいまのお答えを聞く大体御了承のようで、漸次御努力になっておるようでございますが、了承しはするものの、いかげんにほうっておきましたら次々の問題はとも解決できないと思えますから、やはり第一はいまの点でなからうか、どうもそう考えられますので、くだいようでありますけれども、ちょっと重ねてその点につきましてもお答えを願いたいと思います。

○鈴木国務大臣 私ども、だいたい前に大学教育を受けた者から見ますと、高等教育につきまして昔の制度というものの一つの郷愁を感じるのでございまして、お説のとおり、大学に入りまして、昔のように教授と人格的な接触ということはどういう話にもならないような実情の今日の大学教育が行なわれておるのでございまして。現在におきまして、先ほどもちょっと御答弁申し上げましたが、昭和四十三年までは、どうしても社会的な考えから、大学の入学者を相当収容いたしませんと社会問題が起るような可能性もございまして、ただ、大学の質的低下を来たさないような最高の考慮はいたしておりました。現段階において内容面まで向上を期待するというわけにはいかない事情がございまして。しかし、昭和四十四年から実は相当入学者の数も減少してまいるのでございまして、そういうときに今度は全力を注いでひとつ大学の質の向上という面に力を注いでみたい、これをたまたま私どもの計画として持っています。現在の大学制度そのものにつきましては、お説のように、再検討しなければならぬときがきておると考えておるのでございまして。

○吉田(賢)委員 私、実は自分が旧制高等学校の体験がないのでありますけれども、いろいろと当時の話、体験談を聞いてみますと、旧制高校において、たとえば文学とか哲学とか心理学とか論理学とかといったような、ずいぶん多岐にわたる、こういう幅広い教養の機会を持っておるというふうなことを思い出します、これは郷愁ではございませんけれども、やはり基礎的な一般教養の段階においても一べん再検討する必要があるんじゃないか。これは後期中等教育の関連においてとらまえるのがほんとうかもしれませんけれども、しかし、大学との関連においてとらまえることは、あるいは別の意味におきまして重要かも知れない。いま、たとえ大学を出まして就職しましても、学力低下を云々すると、とかく逆

批判がありますけれども、しかし、たとえば手紙というものの、日常茶飯事のそういうものにいたしましても、ほんとうの教養を積む機会に恵まれておらぬ、こういうふうなことを感ずることがしばしばございまして。こういうことを考えますと、戦後学制改革が失敗か成功か知りませんが、戦後学がらくいように、ぜひひとつせられんことを御希望申し上げたいのであります。

それから、たとえば専門課程におきまして、二年とかりにします。二年としまして、現状は、どうも会社は十月入社申し合わせをしておるようでありまして、実際は五月ごろになるとみなそわそわしちゃって、就職に頭一ぱいだろうと思うのです。そういういたしますと、一年半じゃないか、正味一年二、三カ月が専門課程ではないだろうか。かりに一般教養が一年半として、あと二年半とした場合にはやや延びますけれども、とにかく専門教育を受けるということはおよそ不可能です。だから、法律学なら法学のようなものでも、憲法とか、その他実体法とか手続法に広くわたるようなことはとても不可能でございまして。そういうこともあれこれ考えますと、専門課程自身もやはりこれではいかぬ。一体大学の教育というのは、学校教育法の大学の趣旨に沿ったような目的は達しておらぬことになるのではないか、こういうことになるのであります。この点も相当議論はされておる課題でございまして、深く練り返すことはいたしませんけれども、しかし、一般教養と専門課程との関連は、同時に、後期中等教育との関連と同じように、同じく一貫性があつて、総合的に制度、運用両面から相当大きくこれに対処しなければならぬことではないだろうか、こういうふうな思いますが、いかがでありますか。

○鈴木国務大臣 採用試験の問題でございまして、極力文部省としましては、十月以降に行なつてもらうようにということを会社等にずっと働きかけてまいりましたけれども、人不足とかそういう

うような意味も含めまして、最近におきましては非常にそれが乱れてまいりまして、もう四月になりましたらすぐ就職の問題が起つてきておるような現状でございまして。こういう点を考慮いたしますと、お説のとおり、現在の大学におきまして専門教科は、非常に不十分な状態において行なわれておるのでございまして、結局今日のような状態が続けますと、大学の卒業生の実力低下という問題が相当大きくあらわれてまいらるおそれがないしとしないと思ひます。こういう意味におきまして、大学の一般教養のあり方、それは事前に一年半という期間を一般教養だけをやりまして、その上に積み重ねて専門教養をやるのでなしに、相当早期に専門教養をやりまして、一般教養と織りまぜていくというふうなふうな大学によつてはやつておるようでございまして。しかし、全体としまして、現在の新制大学というもののあり方がこれでいいかどうかという問題を、私どもとしましては基本的に再検討しなければならぬときがきておると考えております。

○吉田(賢)委員 たとえば工学部などのごときは、大阪方面の会社などにおきましては、もう一度大学院において、たとえ一年でも実験を兼ねた研究をやつてもらわぬと、大学を出ただけでは困るというふうな会社が少なからずあると思つております。でありますので、そういう方面のことでも考えますと、やはり大学のいまの制度はこれだけの点かというところで、いろいろな角度から問題点は出てまいりまして、四年制の問題につきましては、東京大学の例の法学部長の談話なるものが昨年の十一月九日に発表されたようでございまして、これをめぐりまして座談会ができたいろいろなことでございまして、専門課程を三年制度にしたい、こういうことで、その実現に向かつて検討を遂げておるというのが当時の状況のようでございまして、東京大学の法学部の教授の言つておる実情、それから見ましてまことにものともたとうなずかれる節がございまして。ことに卒業の予定者の三〇％が留年しております。こう

いうことも実にどうかしておると思わざるを得ないのでございませう。この点につきましては一つの解決の方法ではないだろうか。一年延長の問題については、大臣はどういうふうにお考えになるのでしょうか。

○鈴木国務大臣 いま申しましたように、私としては、大学のあり方については再検討すべきときがきておると思ひますが、いま東京大学の法学部だけを五年に延長するとか、ある大学の法学部だけをやるというわけにはなかなかいきませんので、これは制度全体の問題として考えていきたい。事実上におきましては、卒業しませんでしたで学内に残つておるとか、そういう状況も生じてきておりますので、この問題は、大学の内容につきましてはそんなに遷延を許さない問題であるように考えております。

○吉田(賢)委員 この教員、教官の待遇の問題ですが、これもやはり切り離すことのできない重要な問題であると思ひます。外国におきましては、大学の教授は社会的にも相当な尊敬と信頼を持たれ、したがってまた、あらゆる面における待遇もそれ相応であると思ひます。この面も、当該者の質とともに待遇については根本的に再検討することが必要ではないか、こう思ひます。

試みに古い四十一年の給与の実情を調べてみると、いわゆる大学の教授は、平均しますと税込みで本俸が五万九千六百八十八円、こういうことになっております。これを裁判官と比較してみますと、裁判官、判事補を含めまして、同年同日で十一万四千七百七十一円、そういうことになっておりますが、独立の裁判官になりますと十五万円余り、こういうことになっております。それで、裁判官と教職員と比較することは妥当かどうか一応別といたしまして、やはり大学の教員、大学の教職員というのは、いずれにいたしましても、どこの国でもいつの時代でも高い尊敬、信頼のある地位であり、職であるのですから、こういう辺から考えましても、よりよい教員、教官をつくる

という面との関連で、この待遇の問題はまた根本的に再検討をする必要があるのではないか、こういうふうにも思ひますが、その辺の具体的な御意見はいかがでしょうか。

○天城政府委員 大学の教員の給与の問題でございますが、ただいま司法官の給与体系と御比較のお話がありました。本質的には職務は違ひますが、けれども、私たちも、やや似た給与体系があつていいんじゃないかという考え方を持っております。特に職務の実際の行使のしかたが、必ずしも階層的な組織でございせんので、普通言われましますように初任給を一般の公務員よりも高いところから出発して、ある程度早く一定の段階までスピードアップしていくような方法が、考え方としては大体司法官と似ている点があると思ひます。この点につきましては、私たち毎年人事院とも御相談を重ねておりますし、逐次その方向で改善をいたしてきておるのでございませうけれども、また、現在におきましても教官の給与の体系につきまして、われわれのほうで内部で検討会を持っておりますが、その結論を得て人事院とも交渉したいといひ、こういう段階にございませう。

○吉田(賢)委員 この問題は、やはり一つの背景をいたしまして大学の制度、それから運営というものに相当突っ込んだ調査研究をいたしまして、そうして真に大学の使命に關することが国民に納得せられていく、こういうふうな信頼感を持つことが一つの前提になるものと私は考えております。そういう意味におきまして、やはり私立大学の問題が組上に出てくるわけにございまして、私立大学と、公立、国立大学のあり方、あるいはまたその負担、こういう問題を思ひますと、なかなか大学問題は予算、財政の面からも重要な問題を背負い込んでおる。国立大学の場合は、学生は授業料その他の学費を支弁し、また下宿代等を払えばそれで済むのでございませうけれども、私立大学になりますと、言うならば、運営から建設までこれを父兄が負担しなければならぬ、こういうことになるわけにございませう。だから、一方は大部分の

重要なものは国が持つ、他方は父兄の個人負担になる、そうして大学は七割までは私立大学だと記憶しておりますが、七割がそのような状態に置かれておるといふことになりますと、この問題は別の角度から、国立、公立、私立をあわせて、全体として大学制度のあり方を検討する必要があるのではないであらうか。国立なるがゆゑに父兄の負担が少なく、私立なるがゆゑに父兄が建物も設備も運営までも背負い込んでいかなければならぬ、こういうようなこと、数百万円の寄付金があれば入学させてもらふえぬというふうな、そんなばかなことは、どうかしておるのではないかとさへ実は考へるのでありますが、こういう角度から大学のあり方、制度、運用というものを根本的に再検討する必要があるのではないか、こういうように思ひますが、いかがですか。

○鈴木国務大臣 ただいま御指摘になりましたように、いま私立大学の問題は非常に重要な問題になつてきておると思ひます。それで、昔は私学を建設いたしましたときには、相当の授業料等の収入をカバーする基本財産がございまして、基本財産の収益からある程度の学校運営とか将来計画をやつてまいつたわけにございませうが、ただいまは、お説のとおり、単に運営だけでなしに、建設の面まで学生の納入金でまかなつておるといふような状況になりまして、父兄の負担がますます過重になつてきておる。これはもうおおい隠すことのできない事実でございませう。

そこで、私もしましては、この状態を何とかして基本的に解決したいといふので、臨時私学振興方策調査会によりまして、その結論をいま急いで出してもらつておるわけにございまして、六月末には一応の結論が出ることを期待されておるでございませう。ここで私学に對しまする国の援助の方式をどのようにいたしてまいりますか、少なくとも授業料の負担をできるだけ軽減して、私学と国立との間におきましますような大きな格差をなるべく是正していきたい。実際上の教育におきましては、私学が大部分の分担をいたして

おるのでございませうから、私学の現状におきましては、私もしましては、授業料の値上げは、いわゆる父兄の負担はもう一定の限界にきておる。これ以上上げました場合には、各私学ともいろいろいま私学問題が、構内における騒動問題が起こつたのでございませうが、こういうのが避けられないような状況に立ち至るおそれがございませうので、基本的にこれを早急に解決したいといふふうな考えでおる次第でございませう。

○吉田(賢)委員 これは申し上げるまでもないこととてございませうけれども、やはり社会全体から見ますと、大学は次代のための一種の人間投資でございませう。このような重要な使命を持った教育の殿堂であるべきでございませうが、しかしながら、いまのような実情からいいますと、いかばかりの短大などもございまして、あたかも一種の純然たる企業者の性格を持つ。企業と教育は、およそ私は区別すべきだと思ひます。一方は利潤の追求でございませうし、一方は人間をつくる教育でございませう。だから、人間をつくるそれが企業の場合で行なわれるということになりましたら、一体何ができるのだらうか、こういうことになってまいります。そして、いまのように、洪水のように大学へ押しかけていく。大学の中では教育やら何かわからぬようなことが繰り返されていく。社会的にも、というよりも、みずからの負担もまたに大きい。こういうことになりますと、そういう不安とか寂寥とか憤りとかいうようなものが、やはり大学生の思想的な傾向に相当大きな影響を与えるものでないか、こう思ひます。私はいろいろの意味から見まして、たとえば早稲田大学のあんな騒動といひ、あるいはアメリカあたりにおきましても、加州大学で相当騒動があつたようにございませうが、こういうような一つの世界的な動向のうちに於ける現象のような一面もありながら、しかし、とりわけわが国におきましては緊急を要すべき大学教育の根本問題がそこにあるのでないか、こういうふうにお思ひます。でありますから、これは一文部省の仕事というべきではなくし

て、また佐藤内閣の仕事というべきではなくして、やはり国の将来のために一億の国民がかたずをのんで、その最も正しい權威のある解決の方途を生み出してもらいたい、こういうことに私はなつておるものと思われまふ。

私も、東京における私立大学のあちらこちらの内部的な動きというものは、少なからず耳にいたしております。こういうことも考えてみますると、やはり表へ出たときはもう時期はおそいのです。だから、内輪においていろいろと問題をやらんでおるときに、そこに向かって鋭意解決の手を差し伸べていくという文部大臣の氣魄、見識というものを實際あらわしていただかねばならぬ段階にきておる、こういうふうに思います。

要するに、大学制度はあらゆる角度から見まして、人間をつくる意味から見ても、財政の面から見ても、国民の負担面から見ても、中等教育の延長、発展の面から見ても、将来の面から見ても、これは制度、運用全般にわたって再検討をせざるを得ない。絶えず検討はしていただかねばならぬ。そしていろいろな事象に對しても鋭敏にこれをとらえて、持ち込むようなぐらいにしておらねばいけません、私はこういうふう

うかとも考えられる節もございます。ただ私学対策と一言に申しましても、たとえば経常費を援助するという問題一つつかまえても、いかなる形態でどういうふうにやっていくか。また、私学の中には、いま申されましたように、その性格あるいは内容におきまして、非常に優秀な私学と比較的にそうでない私学といふいろいろございまして、それを悪平等に是正するとか、そういったような問題で非常に問題点があると思ひます。答申を待ちましても、その解決をしたいと存じますが、現段階におきます私学対策はきわめて困難であるということだけは、私も覚悟いたしておるわけでございます。

○吉田(實)委員 アメリカのパークレイ事件というものの報告をちよつと読んでみましたら、問題の中心点といたしまして、日本と非常に類似した傾向がやはりあらにもあるように思われます。多人数の教育であるので、一種の知識の伝達に終つておるような感じがする、そういうことに対する大学当局への学生の不満の爆発であつたように思ふ。さらにまた、人格的な、個人的な接触による学習というものがほとんど行なわれていない。で、学生からいふならば、IBMの何か符号のような、そういう扱いになるおそれがある。教育が全く機械化して、人間的に求められない。現在の学生は、新しい一種の価値観を求めようとする傾向が強い。人としての教授の内面の真情に非常に触れたがっておる面もある、しかし、教授はこれに應じようとはしない、それは時間の浪費になると考えておる、これが教授の態度であります。

つぎひとつも特に御留意を願つておきたいと思ひます。次は、大学院の問題でございますが、大学の問題が重要であることは、大学院の現状とのつながりにおいてこれを把握することがまた一番重要になつてくるのであらうか、こういうふうに考えるのです。率直に伺つてみたいのですが、学校教育法によりまして、六十五条には、「大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と、きわめて高度な教育の課程でございます。この大学院であります、この大学院といふものは、昨やたらに多くできておるようでございまして、昨年でありましたか、わが国に百三十一の大学院があつて、これは大学の総数の四一％強に該当するようでありまふ。つまり、四割以上が大学院を持つておるということですね。そうして大学院の学生は、四十一年の五月には、これは文部省の統計によりますと三万二千七百八十五、こういうことになつておるようでございますが、これはほんものの法律の宣言によつて生まれておる大学院が、一体現状はどうかというところになると、またこれは全然とせざるを得ない。そもそも、大臣に聞きますが、大学院といふものは一体独立した建物を持つておるのかどうか、設備を持つておるのかどうか、圖書を持つておるのかどうか、それはいかでございませう。

○天城政府委員 御指摘のように、大学院は高い水準をねらつておる教育施設でございますけれども、いま私たちのほうの考え方では、大学院は高いことは、学部と大学院とを組織、特に教官組織において分離した考え方をとつておりません。講座という制度をとつておりますが、この講座が、学部の教育と同時に大学院の指導にも当たるという考え方を前提としております。建物が独立かどうかというところでございまして、大学院を持つ場合と持たない場合に從ひまして基準のとり方を異にいたしております、大学院のある場合には、高い基準で坪数の計算をいたしておりますが、具

体的に、ここからこままでが大学院であるというような形の建物の区分は、大学でその坪数の中で最も適当な形で建てておりますので、一般にこれが大学院の建物だといふ独立の建物は、少なくとも国立についてはないわけでございます。実情は、講座を中心に大学院の教育を考えておりますので、建物その他につきましても、いま申したようなやり方をいたしております。

○吉田(實)委員 大学の制度は、現状においてはとかく学力は低下する、高い学力を望み得ない現状にある、根本的に再検討しなければならぬ、こういったときに、大学院は、いまのように学問の深奥をきわめるといふようなそれほどの使命を与えておるのなら、建物ぐらいつつてよかりそうなものじゃないか。何も建物がそんなにどうというわけじゃないでございせん。日本はここにビルでも何ほどもできてゐる。これは重要な使命を持ち、これほどたくさん学生を収容し、これは多くの大学院になつておりますこの大学院が、その使命にかんがみると、建物ぐらいつつてよかりそうなものじゃないか。ブラックでも何でもいいです。建物もないのじゃどうにもならない。一体どういふわけだろうか。文部省はそんな意欲はないのだから。建物も人間も学生も設備も、一切がつかいもつと重視しなければならぬ。というのが大学院じゃないのだから。なぜ一体大学院は建物ぐらいつつて持たないのだから。文部大臣、一体どのようにお考えになりますか。

○鈴木国務大臣 大学院に特別の教室、建物がなないというの、いま大学局長が申しましたが、国立の場合には大体そういう方式をとつております。だが、私学の場合におきましては、大学院の専用の建物を相当持つておるところがございませう。ただ、国立の場合におきましては、大学の仕組みが講座を中心に考へておりました、学部教育と大学院の教育とを一貫してその講座につきましては大学院までその講座で分担してやるといふ形をとりまして、実は学部と大学院とがこん然一体



としてあるような形が現在行なわれておるのでございます。そこで、これは全く主観でありますけれども、将来大学院の問題を考えますときに、国立大学は七十四ございますが、これらの大学のすべてにいわゆるドクターコース、博士課程、最高の大学院までを全部設置するということは非常に困難でございますし、大学院の学生は各科目にわたりますと非常に少数な学生になるわけでございますので、これはまだそうやると決定したわけではございませんけれども、将来の問題といたしましては、やはり幾つかの大学院を主とする大学を設けて、各大学の卒業生で大学院に入るのはその幾つかの大学に全部集中して行なり、そして十分な設備なり教授陣営を整える、こういう形をやるべきではないかというふうに私現在考えておるのでございまして、今後大学院の施設整備につきましましては相当問題がございしますので、十分研究してまいりたいと考えております。

○吉田(賢)委員 これは一つの考え方だと私は思いますけれども、いまのような大学の制度の実情でございますと、要するに専門研究はことに不徹底しごくであります。そこで、いまの大学は一般教養を中心とする制度に切りかえ、大学院が専門課程を研究する、こういうふうにするのも一つの考え方ではないか、こう思うのです。全部をそういうふうにするのは困難だと思いますけれども、そういう方向へ解決の方向を見出していくということも一つのあり方ではないでしょうか。どうも大学院がちょっとこのようにひつついておるだけである。こういうふうなのは、戦後アメリカの制度を輸入したといえますけれども、どうもアメリカのそれと比較しまして同じでないようにも考えられますが、同じがいいか悪いか一応別にいたしまして、ともかく一つの大学制度のあり方、大学院のあり方を、そういうふうな一般教養を中心としたものに大学は改めて、大学院におきまして専門課程を研究する、こういうふうにするのも一つの考え方ではないかと思うのですが、御批判、御意見はいかがでしょう。

○剣木國務大臣 まあこれはいまの新制大学を基本的に再検討しませんが、にわかにはいまのお説のとおりにはいけません。と断言できないわけではございますが、しかし、実際問題として、かりに東京大学の場合を考えてみますと、一般教養は駒場にございまして、ここでもとめてやっておりまして、専門課程とそれから大学院とを本郷で全部一括してやっておる。それは一般教養大学という考え方はしておらぬのでございまして、専門的な学問研究の場合は本郷に集中してやっておる、こういう形で、いま先生のおっしゃいましたような一つの形で、自然に、そういう形で一般教養大学にしておりませんけれども、大学の中でこういう形があらわれてきておると思います。

○吉田(賢)委員 これは日本人はものまねが好きで国民であります、何でもかんでも旧制の、昔のいわゆる帝國大学、東京とか京都とか北海道、九州なんかのあのあり方をまねするといふ傾向が残存するのではないだろうか。これは私の臆測にすぎないかもしれませんが、そうではないであらうか。何でもかんでも大学院を設けなければならぬ。大学院があるかないかわからぬような存在である、貧弱なものだということでは、これはまったく学生を愚弄したことになります。でありますので、これはやはり本格的に大学院を設けるべく整理するか、大学院を設ける以上は進んでその基準として建物を持ち、それから設備も持ち、それから図書も備える、こういうふうにして、それは講座中心にできておるのだからというて何か仮住まいのようなものになつておること、ひいては担当の教官にも及んでおるのだらう、こう思うのです。担当の教官も、専任はないのでしょ。専任の教官はございませんですね。いずれも兼務でございませんですね。だから、でございませんですね。そうでございませんですね。その辺も進んで専任の教官がなければならぬと思うのです。建物、設備、図書、専任教官と、こういうことは一貫してやはり大学院の充実、拡充のために絶対必要な基準ではないか、こう思うの

ですが、深くそこまで進んでいって、そしてネコもしゃくしもと言うと語弊があるけれども、何でもかんでも旧制帝大のまねをするようなことをしないで、權威のある大学院はある数つくって、いづれもこのような内容をそれぞれ備えておる、こういうふうにしていくことが、これが今日の大きな解決の方向ではないかと思うのですが、いかがですか。

○天城政府委員 御指摘のように、大学院の使命から考えまして、施設の面にしろ、設備の面にしろ、人的要素にしろ、充実しなければならぬということとは全くお説のとおりでございまして。さつきことばが足りませんでしたけれども、講座でございませんで、大学院を設置いたしますときには、大学の形式と違つて設置の審査会で、一人一人が大学院の教員としての指導能力があるかどうかを調べた上で、大学院の設置を認可しておるといふような状況でございまして。私たちが、大学院の充実は、今後の大学教育の中の多くの問題の中で最も重要なものの一つだと認識いたしております。ただ、特に教官の組織につきましては、すべて大学院の担当と学部と分けてしまふということも、大学の現状からいって非常にむづかしい点がございまして、また研究所等の関係もございまして、お説の趣旨はわかるのでございまして、現実の転換のしかたについてはなお検討いたしております。方向としては、施設、設備の面につきましても経費の面につきましても、大学院の充実をはかつていくべきだということにつきましては、私たちがお説のとおりその方向に向かつて考えておりますし、努力もいたしたいと思っております。

○吉田(賢)委員 大学を卒業しますと、浪人しなければ二十、三歳ですね。そこで大学院に入つて修士課程、博士課程、こういうふうになりますとやはり二十、七、八になります。この設備も貧弱だし、十分な教育、学問も身につけられないような状況でもし進んでいく、こういうことになりなす、これは一つは、やはり大学の学生不安の大きな

ものになるのではないかと、あるいは欲求不満といふようなことがいろいろなことにまた作用して行くのではないだろうか、こういうふうにも考えられますので、アメリカあたりにおいて見られますところの、たとえば相当思い切つた奨学金を出すとか、あるいはまた、夫婦で生活したり、あるいは大学院で結婚をしたりするようなどけをしなうに学問をしていく、教育を受ける、こういうふうにおとなとして扱っていく。こういう半面も日本においては必要ではないであらうか、こういうふうにも考えるのでございまして、いまの実情から見ますと、その辺がかなり満たされないのであるが学生のうちに多くなつていくといふふうには感じられておらぬのであります。こういう意味におきまして、大学院の充実は絶対に必要である。ことに専任教官がないといふことは、これまたどうであらうか。これは人手不足、教授不足といふ面もあるかも知れませんが、やはりこれは待遇の問題とつながりもあるのではないかと、思います。ことにこれは最近八割加俸ですが、本俸の八割加俸といふことになつておるようでございまして、現実の教官の一人に一体どれほどあなたは大学院でいろいろな講義等の時間、それからその準備、心労負担はどうなんでしょうというふうに聞いてみますと、かなり大きな負担をしておるようであります。こういう辺は大蔵大臣に聞くべき点かも知れませんが、けれども、やはりもっと積極的に、専任教官ができないのならできないで、兼任、兼務ならば、大学院を担当するという教官に対しては経済的待遇は特にまた考慮する必要があるのではないかと。八割といふのはどうであらうか。しかもこれが、何か本俸の繰り入れの問題でとかく問題になつたとか聞くので、これは別な機会に大蔵大臣と問答してみたいと思つてございませんですね。もつと大胆に、大学院の充実は物と人の両面から充実していくことを進めていくのでないと、これはやはり先が詰まつておるような感じがどうもしてならぬ。大学院が權威のある学問の府になる、こういうふうな積極的の持つていってやらう必要がある



のではないかと思いますが、どうですか。  
○**細木国務大臣** 先ほど局長からもお答えいたしましたように、現在の大学制度の中で、大学院のあり方というものは非常に重大な問題であるということはお説のとおりでございます。

第一にございました大学院学生の問題でございますが、実は大学院学生につきましては、これは俸給とかそういうことは考えられませんが、育英会におきまして相当多額の育英会の金を貸し付けることにことしは予算で相当考慮をいたしました。ほとんど大学院に入学いたします者につきましては、私どもとしては一〇〇%その対象にしたいと考えておるのでございます。そうして、もしその学生が将来学者とか学問研究の職務につかれます場合には、将来にわたりまして学資の返還を免除いたす制度をとっておるのでございます。

それから、大学院の教授の待遇でございますが、お説のとおり八%の加俸、加算では、全くこれは不十分だと存じます。現段階におきましては、大学院を置く大学というのは、講座を分担いたしております教授が大学院の教授になる資格のある大学しか大学院は置けない関係でございます。その教授をやはり大学院の教授にいたすわけでございますから、その教授は学部の教授と大学院の教授とを兼ねたいたすわけでも、同時に、その教授を助けますところの助教授以下の定員については基準を設けて、大学院を置く大学については特別の定員を増加していくという方法をとっておるのでございます。俸給の点は、ぜひひとつまた上げていきたいと思っております。

○**吉田(賢)委員** 最後に、予算の関係をちょっと伺っておきたいと思いますが、大学院の予算を見ても、文部省の予算を通過いたしましたとして、一体大学院の経費はどれで、どう使っておるかというところがよくわからぬ。だんだん御説明を聞いてみても、人件費だとかあるいは学生一人当たりの積算の割り出しとか、あるいは教授一人についての積算の割り出しのしかた、設備等

等ありますけれども、大学院としましての予算の仕組みというものが、どうもこれではいかぬのではないだろうか、こういうふうには思っております。幾ら大学院に国の経費が使われているのかということがわからぬ。大学院というものは、学校基本法によりまして目的を持っておるものと明らかにしておるのですし、それから、なしておるところの業務も明らかにしておるのですし、すべて明らかにしておるのですから、そういう従来の予算の仕組みに、この際いゆる事業別予算制度をここに適用いたしまして、そしてその機能、目的あるいは予算の効率、結果、こういうものが一日より然にわかるようにしてはどうだろうか、こういうふうにも実は考えられます。もつともこの点は、大学院の予算を予算書から拾ってみてもはつきりしないものだから、私のほんの思いつきにすぎないの

でございますけれども、確かにこれは研究に値する面ではないであらうか。教育だから、その教育の結果が直ちに物的な企業のように、生産の結果のようにあらわれませんけれども、しかし、予算の結果どのような効果があったかということの掌握はせられますし、一見して大学院はこのような国費を使ってこのような業績をあげようともくろんでおる、その作業計画はこういうふうになっておるといふことがわかるのでありますから、こういうふうな予算制度のあり方を抜本的に研究するとか、こういうふうには思いますが、これは大蔵省との間で御相談になっていかなるべきかと思っておりますけれども、むしろ文部省から進んでそういうふうになさってはいかがか、これが大学院を拡充する一つの転機になるんじゃないかと考えるのでございますが、この点はいかがでございますか。

○**天城政府委員** 現状をちょっと先に申し上げますが、この点は、現状を申し上げたいと思っております。現在、大学の予算は学部と大学院との関係についてどういふ違いを持っておるか申しますと、まず学生一人当たりに幾ら校費がかかるか、ここで

学部と大学院ははっきり分けてございます。たとえば理料系の大学の専門の学部の学生は一人二万円と積算をいたしますが、大学院の場合は五万三千八百円、これは本年度の予算でございますが、積算根拠を明らかにいたしておりますし、大体倍以上の単価を組んでおります。それから教官当りの校費、いわゆる教官研究費といわれておるものでございますが、これも大学院を持っておる講座につきましては、たとえば工学部でしたら三百八十万、それが大学院を持てない場合には、これは教授、助教授、講師というそれぞれの単価になっておりますが、別の単価になっております。それから建物の場合、大学院を持てない場合には一人当たりの坪数につきまして、これも実例で申しますと、工学部で申しますれば、大学院を持てない場合には、一つの敷地があるの

でございますが、一番基礎のところを四百九十五平米という形で出しますが、大学院のない場合には三百九十五平米という形で、百平米ぐらいの基準の違いを持って総計を出してございます。したがって、われわれとしては大学院の経費をなすたけ充実するような前提のもとに、いま申したような予算の中では意識して分けておるのでござい

ますが、御指摘のように組織として大学院だけを学部から引き離して別の予算の形をとるということにつきましては、実は大学の中におきまします運用において、現在、それは学問の違いだろうと思っておりますが、学問によりましては大学院と専門と非常に密着した形で運営している学問がござい

力的でございますので、私たちは積算の上でいま申したような態度を現在とっているわけでござい

ます。  
なお、御指摘のように、大学院に対して充実すべきであるという御意見についてはわれわれもそのとおりでございますので、今後予算の面につきましても、合理的な方法については格段の努力をいたしていきたいと思っております。  
なお、設備費につきましては、実は本年度も大学院につきまして別の積算根拠をもって、大学院用の設備という形で予算も要求いたしましたのでございますが、これは本年度は不首尾に終わっておりますが、私たち、なお大学院用の設備の基準を明らかにして、これは別途に予算積算をいたしたい。ことしもやって、うまくいきませんでしたけれども、今後はそういう面はさらに続けてまいりたい、こう思っております。

○**吉田(賢)委員** 私のいま申し上げましたのは、予算を見まして、大学院の事業は何であるか、どのような目的を果たそうとして予算を組んでいるのであるか、予算の執行の結果が決算にあらわれて、どのような成果があったのであらうかということをやはり予算面からつかむことが一番必要でないか、こういうふうには思われますので、実は伺ったわけなんです。いまおっしゃいました学生一人単価幾らという区別のしかたというだけでは、大学院の機能、目的、その成果というものはつかみにくいのではないだろうか、こう思っております。先般の例のエカフェの報告なんかも、これはやはり一種の事業別予算制度を採用しているように私は思っています。国連あたりにおきまして、かなり高度な事業別予算制度を施行しているということが全体の傾向でございますので、わが国におきましては、予算制度の根本に触れますからとか大蔵省では異論もあるものすけれども、もっと大胆に事業別予算というものを取り入れるということ、特に大学院をもっと学問研究のほんとうの殿堂にするということに、そういうことをきつかけに取り組んでいくというふ

うな熱意を私にぜひお示し願いたい、こう思います。この点はひとつ大臣に御希望として申し上げまして、私の質疑を終わります。

○床次委員長 この際、文教行政の基本施策に関する件について、先ほどの長谷川正三君の質疑に關連いたしました、小林信一君より質疑の申し出がありますので、これを許します。小林信一君。

○小林委員 その問題についていろいろとお聞きしたいことがあるのですが、いまお話を聞いておりました、非常に重大な問題で、あらゆるところでこの問題についてはいろいろ検討はなされていくわけなんです、いまの長谷川委員のお話と合意の中で、私は一つの結論が見えたような気がするのです。というのは、日教組の倫理綱領といものは、これはどういう形であろうとも問題ないもので、そういうことを教師自身が持つことは、これは文部大臣としてどう言っているわけじゃないのだ、それが教育の場でそういうものを生徒に押しつけるというところに大臣は非常に問題を感

じておる。したがって、そこから日教組の諸君と交渉を持つとか会うとかというふうな問題もできなくなつておるのだというふうな、こういうお話になったというふうに私は先ほど承ったわけなんです。そうしまして、そのあとでそういうことがあるかないかという点について、大臣はそういう事実があるのだ、こういうふうに言われたのですが、そうしますと、大臣が行政の責任者として、そういう問題があることを放置しておくことも一つの責任問題だと思ふのです。

それからもう一つ、教師の立場からすれば、日教組と合わない一つの理由をつくるために、大臣あるいは文部省が一方的な見解を持つてそういうふうな解釈しておるのだ。とすれば、これは教師の立場からは非常に無慈悲な問題にもなつてくると思います。これは先ほど大臣からお話がありました、かつて大達文部大臣が偏向教育というものを

を出しまして相当世間を刺激したことがござい

ます。しかし、私ども、そのときには非常にこれは重大な問題だと考えまして、一々その事実について検討をしていったのですが、幾つかの問題の中には、その地域の人たちが泣いてこの委員会に訴えるような、そういう事実はないのだ、偏向教育があるというふうな判断を下されたことはわれわれとしても情けないことだというふうに、教師自体ではなくて、その地域の父兄の諸君が文教委員会にねじ込んできたことさえあるわけなんです。

したがって、軽々に偏向教育ありというふうにものを断定はしてはならぬと思うし、あるならばそれに對して、大臣としては当然適切な処置をしな

ければならぬわけなんです。

私は、大達文部大臣があつたときに出来ました偏向教育云々の問題はあとで聞いたのですが、要するに、従来の教育委員会法を基にするために、いいてああいうふうなものををつくつたのだ、こういうことまで私は聞いております。私はその翌年ですが、文部大臣に要求をいたしました。ああいうことはしよつちゅう文部大臣として行なつておるのだらう——単に教育委員会法をつくるために偏向教育の有無を全国的に調査するという、そんな軽率なことはいはずなんです。したがって、本年度も偏向教育の学校ありやいなやという質問をいたしましたら、時の文部事務次官がこう答えてました。こう答えたのじゃない、この廊下で、小林さん、あのことにつきましては文部省は答えな

いことにしました。私はそのとき政党内でも所属しておれば、政党の立場から文部大臣にもつと究明したかもしれないが、無所属という立場にあつたために、ただ一人の発言であつたためにこれは無視されたわけなんです。それは事実、文部省がどのくらいその問題で困つたかということがわかるわけなんです。いま大臣がおっしゃつたように、そういう事実があるとするならば、私はやはりこの際、ただあるというふうなばく然たる言い方ではなくて、どういうところにどういう方法であるかということを明白にして、そういうもの

それがないとするならば、大臣の先ほどの見解か

らして、倫理綱領にはこだわられることなく、日教組と文部大臣は会うことがしるべき当然のことではないか、こう考えられるわけなんです、

そういう点がこの委員会でも明白にすることができ

るかどうか。私は、あるとするならば、そういう

点は大臣の責任でしなければならぬものだと思

うのですが、大臣の御見解を承りたいのです。

○御木国務大臣 大達文部大臣のときに、御承知のように偏向教育禁止の法律が国会を通過したわけでございます。でございますから、今日偏向教育を行なつておるものがあるとするならば、すでにこれは法律違反の行為をやつておることになるわけ

でございますが、その法律に實際従つておるかどう

うかにつきましては地方の教育委員会が責任を持

つてやつておるわけでございますから、私ども文部省が直接に小学校、中学校の教育の内容にまで、監督と申しますか、これはやつていないわけ

でございます。でございますから、直接的にそういう事例があるかどうかというふうな問題は、法的にやはり教育委員会にまかしておる現在の日本の仕組みではございませう。でございますから、私どもが申上げますのは、倫理綱領の中に

はつきりと、教師の一つの守らなければなら

ない要素として、倫理綱領の精神を子供たちに押し

つけていくということを言っているわけである、そ

れが倫理綱領だ、そうやるのが教師の責任だと

書いてある。そうなりますと、これはやつていな

いならば倫理綱領をおやめになつていただきた

い、これは当然やめていただいていいのじゃない

か。やめないとおっしゃるならば、やはりこれは書

いてあるところをやられるような、何かそこに御

意図があるからやめられないのではないのか。です

から、實際問題として現場において、大達さんが

いわれる十八でしたか二十八でしたか、偏向教育

の実例として国会に提出いたしました。私ども一

議員でございましてから、大達さんが出しました

のを實地に現場について議員として調査に参つ

た。現実にあの事例が、相当偏向教育の実例とし

て認められた点もあるのでございまして、全くな

かつたとは言えないと思います。これは実例とい

うものを報告をとつてやつたのでございまして、

いま私どもは具体的な実例を持つておるわけじゃ

ございませぬ。しかし、この倫理綱領にそういう

して大臣が言うようにあるとするならば、これはやはり明白にしてもらわなければならぬ。おそろくきょうの大臣の発言というものは、これは教師の手にも渡ると思うのですよ。そういう場合に教師がどういう心境になるかということをお私に考えるときに、具体的な問題があるならば出してもらいたい。それは大達文部大臣の出した偏向教育の問題は、これは大臣として出した場合には、全部がそうでありまして、そういう責任で出したのですよ。その中の一部が事実だったとかどうだった、そんな不見識なものであつてはならぬわけなんです。だから、私は覚えていますが、岩手県の一関ですか、あそこが学校あるいは父兄、こういう人たちが文教委員会に参りまして、私たちの学校にはそんな偏向教育と称せられるようなものは絶対ないのだというように、問題を起したことがあるのです。だから、大臣がそういうようなことを一言でも出す場合には、明確にそういうものをつかんで、そして立証できるものを持っておられなければ、私は、いまの日教組とのいろいろな関係が複雑であるだけに、ますますすみぞを深めていくのじゃないか、こうも思うわけです。したがって、先ほどの長谷川委員とお話の中に、そういう事実があるから、こういうふうなものを取り消されるのか、あるいは実際あるというのか、もう一べん御回答を願いたいと思います。

○鈴木国務大臣 私に長谷川委員にお答えいたしましたのは、日教組の教研大会を開かれまして、教研大会を持ち帰りまして伝達講習と申しますか、各府県でやつておられることは事実でございます。それで、その内容を一々ここで、いつの場合はどうだったというようなことは、いま申し上げる資料を持っておりませんけれども、大体におきまして日教組が、日教組の自分の考え方で各教科についてどういうふうなことを教えていくかという、このいわゆる倫理綱領を實際面において教育の場にどう持っていくかというのを大體講習をして帰ってくる。これは私が申さなくても、大體その事実が否定できないのじゃないかと思うので

ます。そうならば、具体的に持つて帰つて現場においていかなる教育を各先生が準備されておるかというようなことは、文部省としては調べる方法もありませんし、また調べるべきではないと思ひます。学校の先生の「一々」これこそ先生の教育の自主性を害するということになりまして文部省はできないのでございますが、そういう一つの過程をとつておれば、やはり倫理綱領にこう書いておれば、その現場において、そういう講習によつてそういう教育が行なわれておるものと私どもは推定できる可能性があるものであります。ですから、それをこういふ過程の想像のできるように申し上げておるのでございます。

○小林委員 大臣は、それでもつていわゆる日教組と合わない理由にしようとしておっしゃっているのかもしれませんが、いまのことばの端々をこれから速記録から拾ひ上げて検討していけば非常に矛盾があると思うのですよ。たとえばいまの、そういうことを大会できめたから、きめた以上は持つて帰つてそういうことをするだらう、そういう推定の中から五十万教師全体に偏向教育のレッテルを張るということが、大臣として言えますか。そして現実にそういうことがあるかどうか。倫理綱領の解釈というものが、大臣の解釈と一般教師の解釈というものはまた違つてゐるかも知れませんよ。そういうような思いやりの中で、そして具体的な事実をつかまえて、いまの重大な問題については、大臣は対処しなければいけないと私は思うのです。なお、私は次の委員会のときに速記録を見せられて、そして大臣のおっしゃつてゐることは非常に疑惑を持たれる

——大臣はどうお考えになつてゐるのか知れませんが、とにかく最後におつしやつた大会でもつてああいうことをきめるのだから、帰つてこれを研修会を開いて、そしてそれを今度は實際授業の中に持ち込むだらうというふうな、だからどうだというふうな教師全体に一つの判定を下すというふうなことは、これは私は非常に軽率だと思うので

す。そういうことがほんとうにあるかないか。先ほど非常に大臣の謙虚な質疑応答を私は聞いておりました、問題を解明できるじゃないか、あるいはそういうところから日教組にも何か反省ができるじゃないか、こう思つたのですが、一番最後に長谷川さんが、そういう実際があるかないかというところが問題だと言つたら、大臣があるんだというところから非常にがっかりしたわけですが、しかし、いまのことばは次回の委員会にひとつ大臣のおつしやつた点を具体的に出して、そして検討してみたいと思うのです。結局大臣とすれば、そういうものを文部省としてはつかんでおらぬ、ただ、そういう倫理綱領として大会というふうな、そういう形の中から推定できるんだというだけですか。

○鈴木国務大臣 私の言つたことばが、あるという——私が事実文部省の責任者として、具体的に、警察官でも何でもないのであるから、私があると言つたことが間違ひであるという場合は、現実の場合においてそんなことはないという立証をひとつしていただきたいと思ひます。

○小林委員 それはおかしいですな。ぼくらのほうにそういうことを——ぼくらは日教組でもあるいは教員という立場でもないのですよ。国民あるいは国民を代表して、国民の立場からあなたの発言に対して質問をしてゐるわけなんです。ぼくたちは日教組をどうこうするということも、私は日教組の関係者ではあるかも知れませんが、私にはないわけなんです。そんな大臣の妙な言いがかりをつけたような答弁というものは、私はおかしいと思う。

とにかく委員長、これでいいです。  
○床次委員長 次会は、明後十九日、金曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後三時二十九分散会

昭和四十二年五月二十三日印刷

昭和四十二年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局